

久喜市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

第3章（素案2（一部修正））

第4章（素案3（一部修正））

第5章～第7章（素案4）

※本資料では、第1章、第2章を省略しております。

令和6（2024）年3月



久喜市
K U K I

目 次

第1章 計画の背景・位置づけ.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の策定体制.....	3
第4節 計画の進捗状況の把握と評価.....	4
第5節 計画の期間.....	4
第6節 計画策定にあたっての基本的な視点.....	5
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	5
2 SDGs の達成に向けて	6
第2章 久喜市の高齢者を取り巻く状況と課題	7
第1節 高齢者の現状	7
1 人口構成の変化	7
2 世帯構成の変化	9
3 就労状況の変化	10
4 健康寿命と平均寿命の変化	11
第2節 アンケート調査からみた久喜市の現状	12
1 調査の概要	12
2 調査結果の概要（高齢者実態調査（日常生活圏域ニーズ調査））	13
3 調査結果の概要（要介護認定者調査（在宅介護実態調査））	19
4 調査結果の概要（介護保険施設等入所者調査）	24
5 調査結果の概要（介護サービス事業所調査）	26
6 調査結果の概要（ケアマネジャー調査）	29
第3節 日常生活圏域別の特徴	35
1 久喜西地区・久喜東地区	35
2 菖蒲地区	37
3 栗橋地区	38
4 鷲宮地区	39
第4節 第8期計画期間における取組	40
基本目標1 地域の包括支援体制を整える（地域共生社会を目指して）	40
基本目標2 健康でいきいきとした暮らしを支える	41
基本目標3 安心・安全のまち	41
基本目標4 介護サービスが充実したまち	42
第5節 第9期計画における課題	43

・第2回協議会（R5.7.21）にて審議・承認
 ・第3回協議会（R5.9.22）にて、一部修正
 ※第2章第4節は、調整中のため保留

第3章 計画の基本的な考え方...	46
第1節 計画の基本理念.....	46
第2節 基本目標.....	47
第3節 日常生活圏域の設定.....	53
第4章 施策の展開.....	55
第1節 (基本目標1) 地域の包括支援体制を整える.....	55
1 地域ケア会議の推進.....	55
2 地域包括支援センターの体制強化.....	57
3 地域における支え合い活動の推進.....	59
4 在宅医療・介護連携の推進.....	61
第2節 (基本目標2) 健康でいきいきとした暮らしを支える.....	64
1 生きがいづくりの推進と就労支援.....	64
2 社会参加活動の支援.....	66
3 健康長寿のための健康づくりの推進.....	69
4 高齢者福祉サービスの充実.....	70
5 高齢者の居住安定に係る施策との連携.....	84
第3節 (基本目標3) 安心・安全で誰もが住みやすいまちをつくる.....	85
1 高齢者の権利擁護・虐待防止.....	85
2 災害対策・単身高齢者等対策の推進.....	91
3 感染症に対する備え.....	94
4 高齢者にやさしいまちづくり.....	95
第4節 (基本目標4) 介護サービスを確保し、住み慣れた地域での暮らしを守る..	97
1 介護保険施設・サービスの充実.....	97
2 地域支援事業の充実.....	100
3 自立支援・重度化防止等に向けた取り組み.....	110
4 介護保険サービスの質の確保と向上・人材の確保と育成.....	112

第3回協議会 (R5.9.22) にて審議・承認
第4回協議会 (R5.10.16) にて、一部修
正を報告

第5章 介護給付費等の見込みと保険料の設定 (第9期介護保険事業計画)	115
第1節 介護保険料の算出までの流れ.....	115
1 介護保険料の算定フロー.....	115
第2節 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計.....	116
1 被保険者数の推計.....	116
2 要支援・要介護認定者数の推計.....	117
第3節 介護保険サービス量の見込み.....	118
1 介護予防サービス.....	118

第4回協議会 (R5.10.16) にて、報告
第5章～第7章

2	居宅サービス	121
3	施設サービス	124
4	地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	125
5	介護予防支援・居宅介護支援	128
第4節	介護保険事業費の見込み	129
1	介護予防サービス給付費（見込額）	129
2	介護サービス給付費（見込額）	130
第5節	保険料の算定	131
1	保険給付費の負担割合	131
2	地域支援事業費の負担割合	132
3	保険給付費等の見込額	133
4	基準額に対する介護保険料の段階設定等	135
5	所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計	136
6	介護保険料基準額（月額）の算定方法	137
7	所得段階別介護保険料	139
8	低所得者の支援策等	140
9	中長期的な推計	141
第6節	サービスの円滑な提供	143
1	介護給付実施体制の強化	143
2	地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進	144
第6章	計画の推進	145
第1節	計画の推進体制	145
1	庁内推進体制の整備及び庁内関係所属所との連携	145
2	関係各機関との連携	145
3	計画の周知	145
4	進行管理と事業の評価	146
第7章	資料編	147

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画では、第8期計画の考え方を継承しつつ、地域包括ケアシステム¹のさらなる深化・推進を図るため、「高齢者が いつまでも 住み慣れた地域で 健康で安心して 暮らせるまち」を基本理念とします。

「住み慣れた」 地域の人々とともに、高齢者がその人らしく暮らしていく地域づくりをイメージします。

「健康」 高齢者が、健やかで幸せな生活を送ることができる地域づくりをイメージします。
また、令和2年3月の「久喜市『健康・スポーツ都市』宣言」と整合性を図っています。

「安心」 高齢者が、安心して暮らしていけるよう、様々なサービスを受けられる体制づくりをイメージします。

図表 久喜市「健康・スポーツ都市」宣言

都市と自然が調和する永久に喜び暮らせるこのまちで、私たち久喜市民は、誰もが輝き、健やかで幸せな生活を送ることを願います。

この願いを実現するため、私たちは健康づくりへの意識をさらに高め、一人ひとりが自分に合った運動やスポーツに親しみます。

そして、スポーツによる豊かなコミュニケーションを通じて、世代を超えて人と人がつながり、いきいきと暮らせる「健康・スポーツ都市」を目指すことをここに宣言します。

- 一 適度な運動、適量でバランスの良い食事、規則正しい生活習慣を実践する『健康なまち』を目指します。
- 一 運動やスポーツを通じて、新たに挑戦する勇気と継続する強い意志を養う『常に発展するまち』を目指します。
- 一 運動やスポーツに親しみ、他人を敬う謙虚な姿勢と仲間を思いやる優しい心を育む『強い絆のまち』を目指します。
- 一 とともに身体を動かして、『笑顔あふれる躍動するまち』を目指します。

令和2年3月8日

¹ P.1 参照。

第2節 基本目標

本計画の基本理念やこれまでの取組、市民のニーズ等を踏まえ、第9期計画における基本目標と施策の方向性を定めます。

基本目標 1 地域の包括支援体制を整える 3 すべての人に健康と福祉を  10 人や国の不平等をなくそう 	1 地域ケア会議の推進 地域ケア会議の開催を通じて、医療・介護の多様な職種、機関との連携協働による地域支援ネットワークの構築や地域課題解決のための検討につなげていく体制の整備を進めます。 2 地域包括支援センター¹の体制強化 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図りながら、包括的・継続的なマネジメントを行うとともに、高齢者や家族が抱える悩みや問題に対して総合的に支援するため、体制の強化を図ります。 3 地域における支え合い活動の推進 高齢者が身近な地域でいきいきと暮らせるよう、地域住民や高齢者自身の活動によって高齢者の生活を支え合える仕組みを推進します。 4 在宅医療・介護連携の推進 関係機関等と連携して、在宅医療の充実と医療・介護間の円滑な連携ができるよう、情報共有の支援、地域住民への普及啓発を実施します。 5 認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立を踏まえ、国や県の動向に合わせた認知症施策の推進を図ります。認知症になっても地域で自分らしく暮らせる社会を目指し、認知症高齢者・家族のための相談・支援体制の強化や地域での見守り体制の構築、通いの場の拡充、社会への普及啓発に取り組みます。 また、高齢者福祉部門と障がい者福祉部門との適切な連携による切れ目のない支援を行うとともに、若年性認知症への支援や社会参加支援のほか、教育等他の分野とも連携した取り組みを進めます。
---	---

¹ P.44 参照。

基本目標2 健康でいきいきとした暮らしを支える 2 飢餓をゼロに  3 すべての人に健康と福祉を  16 平和と公正をすべての人に 	1 生きがいづくりの推進と就労支援 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動や学習活動・ボランティア活動などを進めるとともに、関係機関と連携し、就労意欲のある高齢者の就労支援に努めます。 2 社会参加活動の支援 高齢者が活動的で生きがいに満ちた生活が送れるよう、彩愛クラブ（老人クラブ）や地域住民とのふれあい活動、市内の小・中学校の児童・生徒との世代間交流などを推進します。 3 健康長寿のための健康づくりの推進 介護予防に関する知識の普及啓発や介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。高齢期における健康づくりについて「第3次久喜市健康増進・食育推進計画」等、関係施策との連携を図ります。 4 高齢者福祉サービスの充実 ひとり暮らしの高齢者などの自立支援や要介護状態への進行を防ぐためのサービス又は在宅でねたきりなどの要介護者の生活支援のためのサービスを充実します。 5 高齢者の居住安定に係る施策との連携 地域で尊厳のある生活を実現するため、高齢者それぞれの状況にあった住まいを生活拠点に必要なサービスが提供されるよう、医療・介護の提供体制の整備について住宅や居住に係る施策との連携を図ります。
---	---

基本目標3 安心・安全で誰もが 住みやすいまちをつ くる 3 すべての人に 健康と福祉を  10 人や国の不平等 をなくそう  16 平和と公正を すべての人に 	1 高齢者の権利擁護・虐待防止 高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援を行うため、地域包括支援センター¹を中心に相談・支援体制を強化するとともに、関係機関や介護サービス提供事業所等と連携し、高齢者虐待等の早期発見に努めます。 また、関係機関と連携し、成年後見制度²の利用促進や、防犯・消費者トラブル等の相談体制の充実を図ります。 2 災害対策・単身高齢者等対策の推進 災害の発生や感染症の流行に備え、高齢者など要援護者の被害が最小限となるよう、地域の関係機関等と連携して支援対策の充実を図ります。 また、ひとり暮らしの高齢者などが地域で安心して生活できるよう、各種の高齢者福祉サービスや地域の見守り体制の充実を図ります。 3 感染症に対する備え 感染症発生時においても介護サービス事業所等がサービスを継続できるよう、関係機関と連携し、支援体制を整備します。 4 高齢者にやさしいまちづくり バリアフリー³、ユニバーサルデザイン⁴に配慮した公共施設の整備等に努めます。 また、各種公共交通の利便性向上について、関係機関と連携しながら、高齢者が外出しやすいまちづくりに努めます。
--	--

¹ P.44 参照。

² P.34 参照。

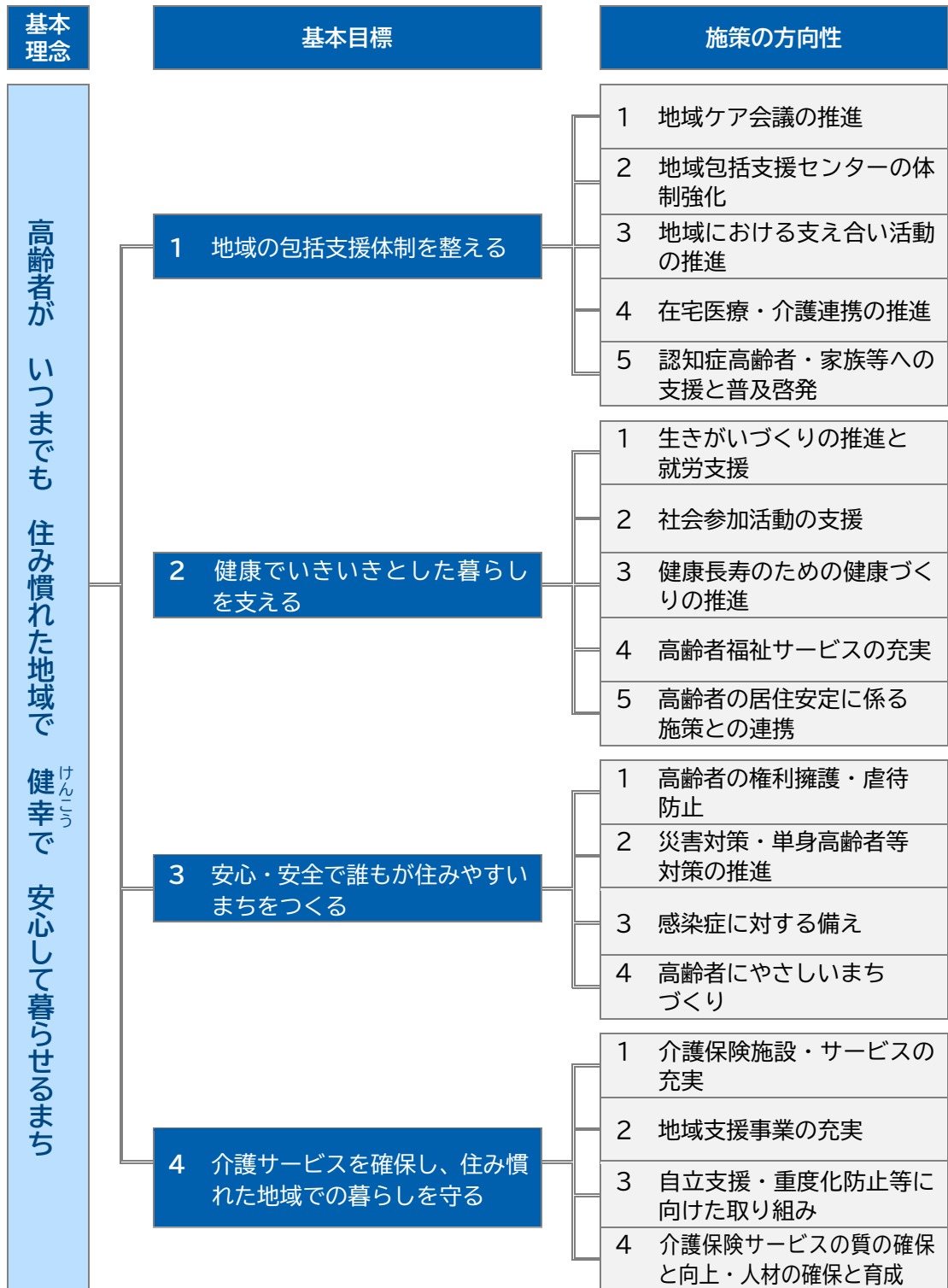
³ P.41 参照。

⁴ あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

基本目標4 介護サービスを確保し、住み慣れた地域での暮らしを守る 2 飢餓をゼロに  3 すべての人に健康と福祉を  10 人や国の不平等をなくそう  16 平和と公正をすべての人に 	1 介護保険施設・サービスの充実 これまでの利用実績を踏まえ、需要に応じた介護保険施設等の整備目標を定め、介護保険サービスを提供します。 2 地域支援事業の充実 地域で生活する高齢者が、要支援・要介護状態にならないように介護予防を推進し、要介護状態等になった場合においても、その軽減や悪化防止を図ります。 また、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、本市が実施主体となり要介護者やその家族を支援する事業に取り組みます。 3 自立支援・重度化防止等に向けた取り組み ケアマネジャーや介護保険サービス提供事業所等による利用者への適切な介護予防ケアマネジメント¹の提供や住民主体の介護予防事業を支援します。 また、高齢者が本人の状態に応じて必要なリハビリテーションが利用できるよう取り組みます。 4 介護保険サービスの質の確保と向上・人材の確保と育成 質の高い介護保険サービスの提供及び適正な運営が図られるよう、介護保険サービス提供事業所等への指導監督を行います。 また、利用者への積極的な情報提供に努めます。 人材の確保については、少子高齢化の加速を見据え、介護職員の処遇改善、人材の確保・育成の支援等に取り組みます。
--	---

¹ 高齢者が要介護の状態になるのをできる限り防ぎ、介護が必要な状態になった場合でも、それ以上悪化しないように支援を行うサービスのこと。

図表 施策体系



主な取り組み

地域ケア会議の推進

地域包括支援センターの体制強化

地域における支え合い活動の推進

在宅医療・介護連携の推進

認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発

(1) 高齢者大学の開設／(2) 高齢者スポーツ・レクリエーション活動の充実／(3) 高齢者の就労支援

(1) 彩愛クラブ(老人クラブ)への支援／(2) 地域住民とのふれあい活動・ボランティア活動／(3) 多い世代間交流の推進

健康長寿のための健康づくりの推進

(1) 高齢者の生活支援のための事業／(2) 高齢者の安心のための事業／(3) 高齢者の生活を支える高齢者福祉施設等のサービス

高齢者の居住安定に係る施策との連携

(1) 高齢者虐待の防止／(2) 成年後見制度の利用促進／(3) 防犯・消費者保護などの対策／(4) 多様な相談体制の整備／(5) 苦情に対する対応

(1) 地震などの災害に備える対策／(2) 災害時要援護者支援の充実／(3) 単身・高齢者のみ世帯の安心を確保する対策

感染症に対する備え

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進／(2) 高齢者の外出を支える公共交通の維持・充実など

(1) 介護サービスの量の見込み／(2) サービス基盤の整備目標

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業／(2) 包括的支援事業／(3) 任意事業

(1) 介護予防ケアマネジメント／(2) 住民主体による介護予防事業の実施／(3) リハビリテーションサービス提供体制の構築

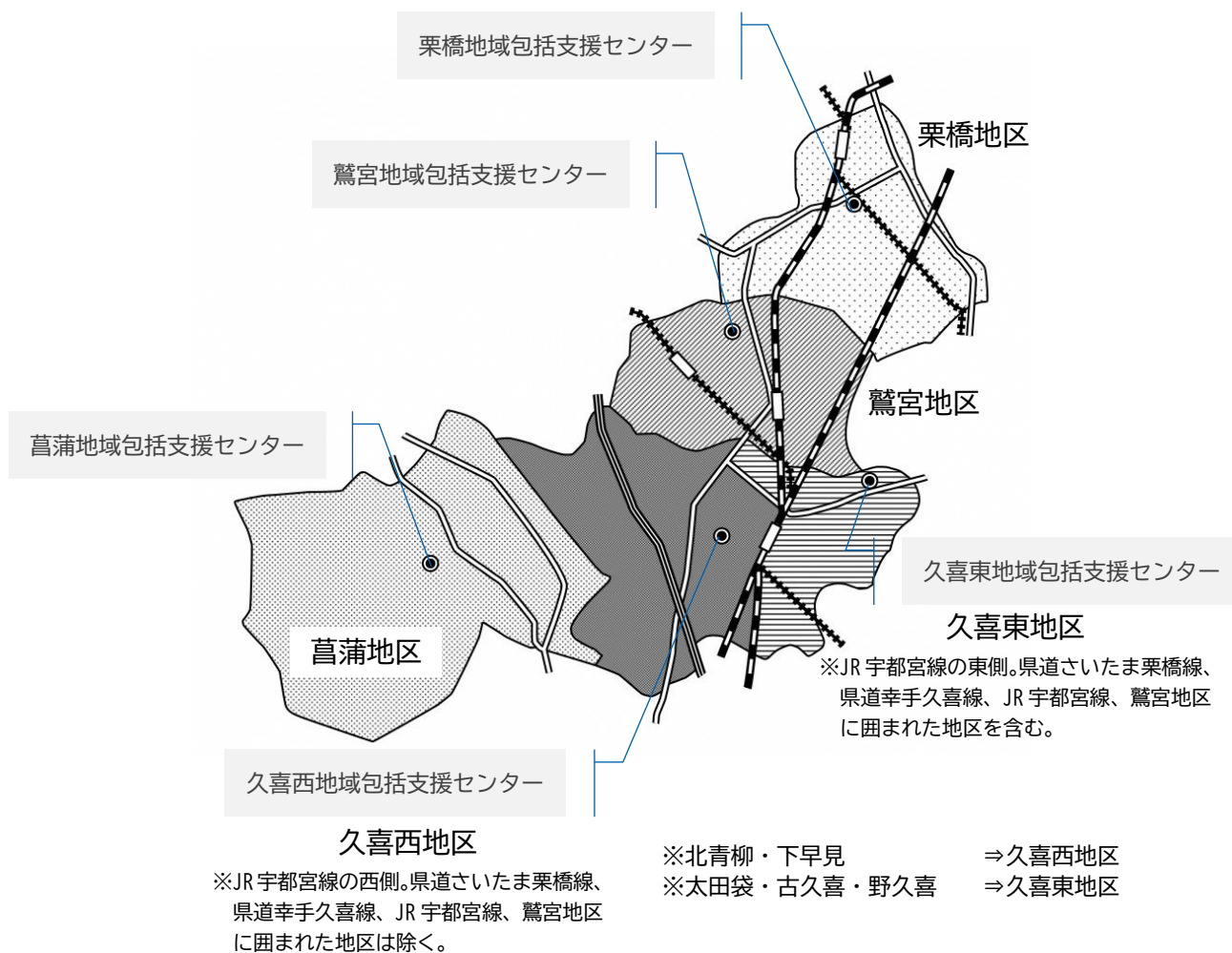
(1) 相談・支援体制の強化／(2) 人材確保の支援と業務の効率化／(3) 介護サービス情報の公表／(4) 介護サービス事業への適正な指導・監督／(5) 介護保険給付適正化の取り組み

第3節 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域です。本市の日常生活圏域は、第8期計画と同様、久喜西地区、久喜東地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区の5圏域を設定し、地域のニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。

図表 久喜市の日常生活圏域



(2) 地域包括支援センターの設置

本市では、地域包括支援センター¹を5圏域それぞれに設置しています。本計画期間においても、この5か所を高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、その高齢者と家族等を支える拠点として位置付けます。

¹ P.44 参照。

第4章 施策の展開

第1節 （基本目標1）地域の包括支援体制を整える

1 地域ケア会議の推進（高齢者福祉課）

現在の取り組み

地域ケア会議は、地域包括ケアシステム¹を推進する中心的な役割を果たします。この会議は、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」といった機能を有します。

本市では、定期的に自立支援型の地域ケア会議を開催しており、地域包括支援センター²や居宅介護支援事業所が受け持つ個別事例に対し、専門職の意見を聞きながら自立に向けたケアマネジメント³が提供できるように支援し、関係者との情報共有や共通認識を図っています。

地域包括ケアシステムに必要な社会基盤の整備を進めるためにも、事例検討から共通した地域課題を把握し、地域づくり・政策形成などにつなげていくことが必要です。

今後の取り組み

引き続き、定期的な地域ケア会議の開催を通じて、地域課題を抽出すると共に、把握した地域課題を、地域づくりや政策形成等課題に結び付けるため、地域ケア推進会議の開催など、本市と地域包括支援センターが連携し取り組んでいきます。

また、地域住民が共に支え合う地域づくりや高齢者の就労的活動による社会参加が求められているため、地域づくり活動の役割を担う生活支援コーディネーター⁴等と連携し、高齢者のニーズと照らし合わせながら、効果的に事業を運営して

¹ P.1 参照。

² P.44 参照。

³ 介護や支援を必要としている人に対して、本人の生活状況や心身状況を踏まえて希望に沿った生活を送れるよう、多様な介護サービスを組み合わせてプランを提供すること。

⁴ 高齢者やその家族が暮らしやすい環境を実現するために、地域の人と支え合う仕組みを考え、課題解決の手伝いをする人。

いきます。

2 地域包括支援センターの体制強化（高齢者福祉課）

現在の取り組み

地域包括支援センター¹は、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、その高齢者と家族等を支える拠点として、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援²事業、介護予防ケアマネジメント³事業を行っています。

複雑化する相談への支援が増える中、地域包括支援センターは地域包括ケアシステム⁴の推進にあたり、中核的な機関としての業務も担っていることから、その役割はさらに重要となってきています。

今後の取り組み

地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮できるよう、国が策定する評価指標を用いて地域包括支援センターごとの業務の状況を把握し、介護保険運営協議会において評価・点検を行うとともに、増加や多様化が予測される相談等に適切に対応していく観点からも、既存の社会資源との連携した地域の相談支援などの機能や必要な人員の確保など体制の強化を図ります。

また、地域共生社会⁵の実現に向け、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する包括的な支援体制の取り組みや、令和2（2020）年3月に県が施行した「埼玉県ケアラー支援条例」による、ケアラー⁶支援への対応について、他の相談機関との連携を図ります。

¹ P.44 参照。

² 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行うもの。

³ P.50 参照。

⁴ P.1 参照。

⁵ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

⁶ 高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。

特に、ヤングケアラー¹への支援については、ケアラー²の意向を尊重した上で、適切な支援機関との連携や必要な支援を行うよう努めます。

¹ 本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話等を日常的に行っている 18 歳未満の者のこと。

² P.57 参照。

3 地域における支え合い活動の推進（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現在の取り組み

今後高齢化が一層進む中で、高齢者が地域でいきいきと安心して暮らせるよう、地域の支え合い活動のさらなる推進が求められています。

本市では社会福祉協議会との協働により、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、地域住民が地域福祉活動に主体的に関わる「新たな支え合い」の仕組みづくりを推進しています。

このほか、地区コミュニティ協議会の設立及び活動支援、介護予防ボランティアの育成、生活支援コーディネーター¹の配置を実施しています。

また、社会福祉協議会では「ふれあい・いきいきサロン」の設立及び活動支援、ボランティアセンター事業、コミュニティソーシャルワーカー²の配置、くき元気サービス等の事業を通じての住民参加や協働による福祉活動を実施しています。

今後の取り組み

高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、サービス提供者と利用者が、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めます。

また、意欲ある高齢者の就労的活動による社会参加を支援するため、地域包括支援センター³や地域の関係者（地縁組織、NPO 法人⁴、介護保険サービス提供事業所等）が参加する協議体の必要な地区への設置を検討し、関係者間の情報交換や連携の強化を図り、地域の支え合いの輪を広げます。就労的活動支援コーディネーター

¹ P. 55 参照。

² 地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職。

³ P. 44 参照。

⁴ Non-Profit Organization の略語。営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全等様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体のこと。

等、~~就労意欲の高い高齢者の社会参加の支援のあり方~~についても検討します。

「地域における支え合い」は、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援と、地域や個人が抱える生活課題を地域の関係者が自らのこととして解決していくことができるよう支援することにより、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが必要です。現在実施している生活支援コーディネーター¹による支援や介護予防ボランティアによる支援を充実させるとともに、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、地域住民の活動を支援し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進します。

¹ P. 55 参照。

4 在宅医療・介護連携の推進（高齢者福祉課）

現在の取り組み

高齢者ができるだけ在宅で暮らし続けるためには、医療機関と介護サービス事業所が連携して包括的・継続的な在宅医療・介護サービスを提供するための体制と、医療・介護関係者の情報共有体制を構築していく必要があります。

令和4年度には会議を2回、研修会を1回開催しました。

また、在宅医療・介護の相談窓口業務を南埼玉都市医師会に委託し、75件の相談実績がありました。南埼玉都市医師管内で統一した入退院支援ルールについても作成し、切れ目のない医療・介護サービスの提供に取り組んでいます。

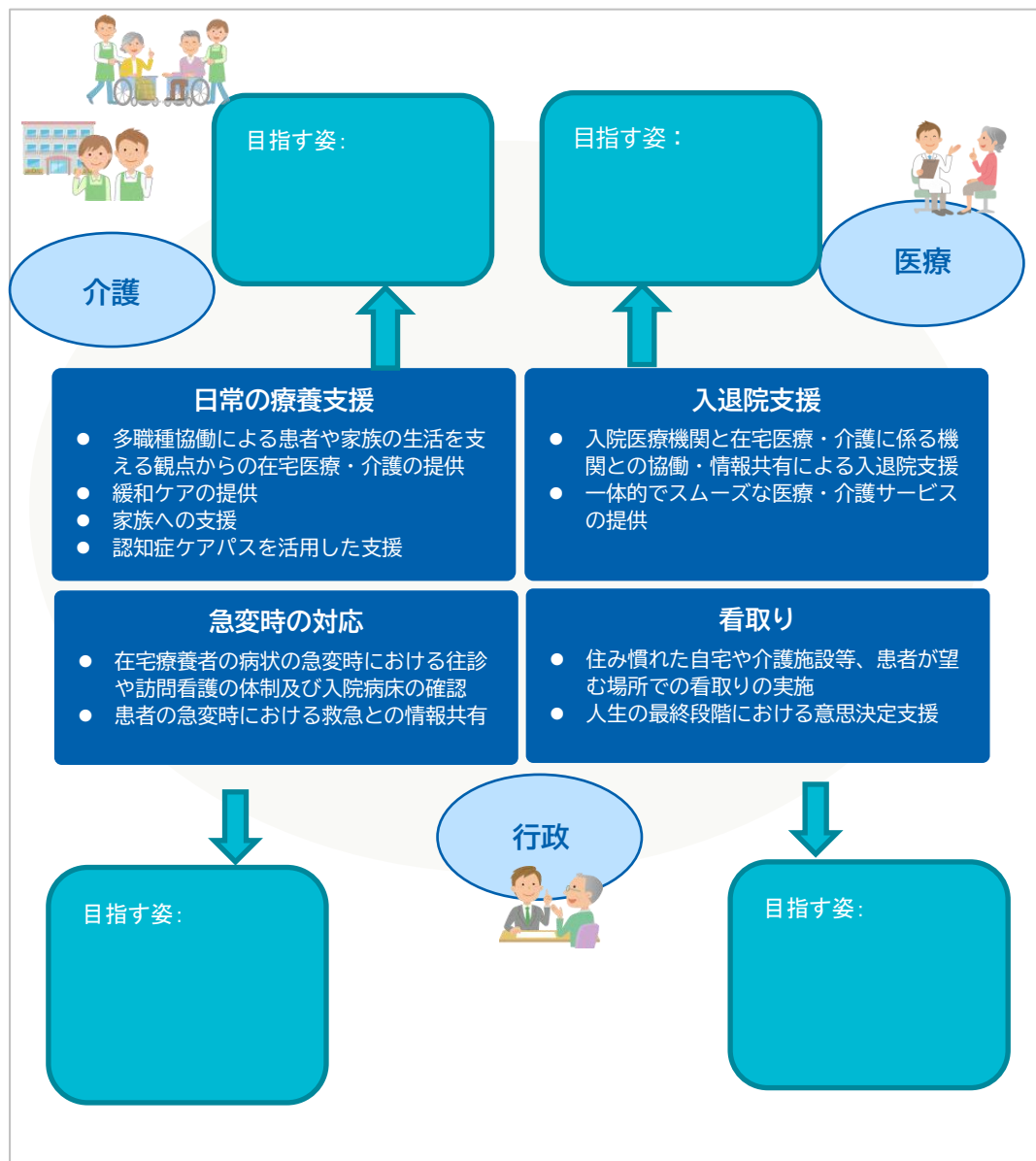
今後の取り組み

本市においても、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を図るとともに、在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる場面（日常療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）におけるPDCAサイクル¹に沿った取り組みを進めます（図表）。

また、在宅医療・介護連携推進会議における在宅医療・介護関係者等のさらなる連携を図り、南埼玉都市医師会に委託している、在宅医療・介護連携を支援するための相談窓口としての拠点（在宅医療サポートセンター）の充実に努めます。

¹ 「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

図表 在宅医療と介護連携イメージ（在宅医療の4場面別にみた連携の推進）



5 認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現在の取り組み

厚生労働省は、「認知症施策推進大綱」（令和元（2019）年6月）において、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、『共生』と『予防』を両輪として施策を推進」することを基本的な考え方と定め、認知症の人への支援を行っています。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5（2023）年6月に成立し、共生社会の実現の推進を目的に、認知症施策を国と地方が一体となって講じていくこととされています。

本市では、認知症の高齢者等やその家族を支援する事業として、「徘徊高齢者・障がい者探索システム事業」や「徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業」、認知症が疑われる人やその家族の相談に対応する「もの忘れ相談」、認知症に対する理解を深め、認知症のある人やその家族を温かく見守る認知症サポーター¹の養成など、様々な認知症施策を展開しています。

今後の取り組み

引き続き、国等の動向を踏まえつつ、認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らせるまちづくりを進めます。国や県の計画を考慮して、認知症の人や家族等の意見も聴取しながら「認知症施策推進計画」を策定します。

¹ P.42 参照。

第2節 （基本目標2）健康でいきいきとした暮らしを支える

1 生きがいきの推進と就労支援

（1）高齢者大学の開設（生涯学習課）

現在の取り組み

学習及び各種学校行事を実施したほか、自主的なクラブ活動を奨励しています。
高齢者大学入学者が減少傾向にあることが課題の一つとなっています。

今後の取り組み

実際の生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加により生きがいを高めることを目的に、60歳以上の市民を対象とした4年制の高齢者大学を引き続き開設します。

高齢者大学の入学者数は年々減少傾向にあることから、様々な媒体の活用を通じて、対象となる市民への周知を図り、入学者数の増加を図ります。

図表 成果指標

指標	単位	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
高齢者大学入学者数	人		

（2）高齢者スポーツ・レクリエーション活動の充実（スポーツ振興課）

現在の取り組み

高齢者が参加しやすいスポーツ・レクリエーションイベントとして、くさ健康ウォークやフレイル予防イベントを開催しています。

今後の取り組み

高齢者が参加しやすいスポーツ・レクリエーションイベントや講座を開催し、各

種団体活動の周知を図るとともに、高齢者の生活が活気に満ちて充実したものとなるよう、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を引き続き支援します。

また、多様化するニーズに対応したスポーツ教室等の開催、関係部署等と連携した事業の開催方法について検討します。

図表 成果指標

指標	単位	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
イベント参加者数	人		

（３）高齢者の就労支援（久喜ブランド推進課）

現在の取り組み

県等の関係機関から送付される各種講座等のパンフレットを配架したほか、就職を希望する高齢者向けに合同企業面接会を開催しています。

シルバー人材センターは、就労を希望する高齢者に対し、臨時的・短期的な就業支援や情報提供を行っています。

今後の取り組み

引き続き、県やハローワークなどの関係機関と連携を図りつつ、介護助手¹などを含めた高齢者の就労に関する多様な情報提供を行います。

¹ 介護福祉士などのほかの介護職員が専門性の高い業務に専念できるよう、業務の一部をサポートする職種。

2 社会参加活動の支援

(1) 彩愛クラブ（老人クラブ）への支援（社会福祉課）

現在の取り組み

高齢者が、健康づくりや地域社会における仲間づくり、ボランティアなどの活動を行う場として、グラウンドゴルフ大会やワナゲ大会を彩愛クラブ連合会が中心となって開催しています。放課後に小学生と活動して同世代以外との交流を図る人や自治会活動に参加している人もおり、地域との関わり方は多岐にわたります。

第8期計画期間では久喜市老人クラブ活動費等補助金交付要綱に基づき、久喜市彩愛クラブ連合会と各单位クラブへ補助金を交付しました。

今後の取り組み

広報くきやホームページ等により、高齢者の知識と経験を活かした様々な地域活動や社会活動の様子を発信し、彩愛クラブの活動を支援します。

また、久喜市彩愛クラブ連合会と各单位クラブへ補助金を交付することでより積極的な活動を促し、高齢者の地域活動や社会活動のさらなる充実を図ります。

(2) 地域住民とのふれあい活動・ボランティア活動（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現在の取り組み

地域の通いの場を探している高齢者に対し、いきいきデイサービス事業や社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロンを案内するなど、高齢者が地域の住民と触れ合う機会を確保するとともに、支援の担い手として活躍できる機会づくりを推進しています。

また、介護予防ボランティアポイント事業を実施し、社会参加活動を通じた介護予防に取り組んでいます。

今後の取り組み

家に閉じこもりがちで要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、「いきいきデイサービス事業」を実施し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ります。

高齢者が、趣味、レクリエーション、社会活動等を通して、地域住民とふれあえるよう、地域コミュニティ活動を支援するとともに、地域交流活動に関する情報提供を行います。

高齢者の社会参加を支援するため、介護予防ボランティアポイント事業を行います。

さらに、社会福祉協議会と連携しつつ、高齢者をはじめとする住民相互の交流促進を目的として「ふれあい・いきいきサロン」の新規開設や活動の支援を行います。

(3) 多世代間交流の推進（指導課）

現在の取り組み

市内小・中学校において、高齢者との交流活動を実施しています。第8期計画期間は新型コロナウイルス感染症の拡大により、小中学生による施設等への訪問ができなかったため、オンラインでの開催等も検討していく必要があります。

今後の取り組み

市内の小・中学校で、子どもたちと高齢者との交流を図るため、特別養護老人ホームをはじめとする介護施設等への訪問やボランティア活動、施設行事等への参加、また、運動会や音楽会など学校行事への招待など多世代間交流を行います。

多世代間交流によって、高齢者に対する尊敬といたわりの心が子どもたちに養われ、高齢者にとっては子どもたちへの知識や技術の伝承が生きがいづくりにつながる、子どもたちが将来的に介護職を選択する契機となるなどの効果が期待されることから、今後も各学校と介護施設等の交流活動などを通じて、高齢者と子どもたちが接点を持つ機会を確保します。

3 健康長寿のための健康づくりの推進（高齢者福祉課・国民健康保険課・介護保険課・健康医療課・中央保健センター）

現在の取り組み

高齢化が急速に進展する中、高齢者の自立支援や居宅生活の継続という観点から、住み慣れた住まいや地域で健康で自立した生活を送ることができるように支援することが求められています。

糖尿病や脳血管疾患等の生活習慣病により健康状態を維持できなくなることが、要介護状態となる大きな要因と考えられます。このことから高齢者保健分野では、「久喜市健康増進・食育推進計画」等においてさまざまな施策を展開しています。

第8期計画期間においては、地域住民が主体的に取り組んでいる活動等について、生活支援コーディネーター¹により情報収集を行い、収集した情報は地域ケア会議等で紹介したほか、冊子や市ホームページに掲載しました。

今後の取り組み

引き続き高齢者の健康づくりに関する各種事業を「久喜市健康増進・食育推進計画」に位置づけて実施するなど、関係施策と連携を図ります。

地域の住民が主体的に取り組んでいる健康づくりの活動について、生活支援コーディネーターなどが継続的に情報収集を行い、支援を必要とする地域の高齢者に収集した情報を提供することで高齢者の健康づくりを支援します。

また、保健事業と介護予防の一体的な取り組みについて、関係課と連携して実施します。

県の事業「健康長寿サポーター養成講習」の実施に向けて検討します。

¹ P.55 参照。

4 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者の生活支援のための事業

ア 配食サービス事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

65 歳以上の単身又は 65 歳以上の人のみで構成される世帯で日常的に調理が困難な人、もしくは身体障害者手帳 1 級から 3 級又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に、栄養バランスの取れた食事を配達し、安否の確認を行っています。

今後の取り組み

サービスを必要とする人が利用できるように、民生委員やケアマネジャーなどと連携して事業の周知を図ります。

図表 配食サービス事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
配食サービス事業	見込	延利用者数 (人)	54,700	55,800	56,900			
	実績					—	—	—

イ 寝具乾燥消毒等サービス事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

高齢者の介護をする家族の負担を軽減するため、在宅で寝たきりの状態又はそれに準ずる状態にあり、寝具類の衛生管理が困難な高齢者等を対象に、乾燥消毒（月１回）、水洗い（年２回）を行うサービスを実施しています。

今後の取り組み

家族介護者に情報が行き渡るよう、病院やケアマネジャーと連携して周知に努めます。

図表 寝具乾燥消毒等サービス事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
寝具乾燥消毒等サービス事業	見込	年度末登録者数（人）	17	21	25			
	実績					—	—	—

ウ 訪問理容サービス事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、在宅で寝たきりの状態又はそれに準ずる状態にあり、理容店に出向くことが困難な高齢者などを対象に、理容師が出張して自宅で調髪等を行うサービスを実施しています。

今後の取り組み

病院や理容組合加盟店、高齢者施設等に事業を案内するパンフレットを配架し、広く周知を図ります。

図表 訪問理容サービス事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ウ 訪問理容サービス事業	見込	年度末登録者数（人）	65	70	75			
	実績					—	—	—

エ ふれあい収集（高齢者福祉課・資源循環推進課）

現在の取り組み

ごみ集積所までごみを出すことが困難な人に対し、自宅前までごみの収集にうかがう事業を実施しています。

今後の取り組み

本事業を必要とする人が利用できるよう、地域包括支援センター¹やケアマネジャーとも連携して周知を行います。

オ いきいきデイサービス事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

家に閉じこもりがちで要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るため健康チェック、健康体操、給食、趣味活動等のサービスを提供する「いきいきデイサービス事業」を実施しています。

今後の取り組み

利用者が介護予防に対する理解を深められるよう、身体状況に合わせたサービスメニューを提供できるよう努めます。

また、利用者の身体状況等の変化を考慮しつつ、必要と判断される場合に介護保険サービスへの移行を支援します。

図表 いきいきデイサービス実施会場

圏域	実施会場
久喜西圏域（5会場）	中央保健センター・本町小学校・ケアハウス和みの里・除堀集会所・清久コミュニティセンター
久喜東圏域（5会場）	青葉コミュニティセンター・太田小学校・青毛小学校・東公民館・久喜パークタウン北団地自治会集会所

¹ P.44 参照。

圏域	実施会場
菖蒲圏域（5会場）	労働会館（あやめ会館）・森下公民館・彩嘉園・しょうぶの里・ ゆとり野デイサービスセンター
栗橋圏域（3会場）	栗橋文化会館（イリス）・健康福祉センター（くりむ）・ 栗橋コミュニティセンター（くぷる）
鷲宮圏域（6会場）	東鷲宮ニュータウン駅前通り住宅管理組合集会所・ わし宮団地集会所・鷲宮中央コミュニティセンター・鷲宮福祉センター・ デイサービスセンター恒寿苑・鷲宮東コミュニティセンター

図表 いきいきデイサービス事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
いきいきデイサービス 事業	見込	会場数 (箇所)	24	24	24			
	実績					—	—	—
	見込	年間 実利用者数 (人)	390	400	400			
	実績					—	—	—

カ 偕楽荘ショートステイ事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

家族の病気や冠婚葬祭等の理由により、養護を受けられない高齢者が、偕楽荘に短期間宿泊し、自立した生活を継続できるよう支援しています。

今後の取り組み

ショートステイを利用することで、家族の負担軽減を図るとともに、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、地域包括支援センター¹と連携して事業の周知を図ります。

図表 偕楽荘ショートステイ事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
偕楽荘ショートステイ事業	見込	年度末登録者数(人)	6	6	6			
	実績					—	—	—
	見込	延利用日数(日)	110	110	110			
	実績					—	—	—

キ 家族介護用品支給事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

要介護者を介護する家族の精神的・経済的負担の軽減を図るため、「市民税非課税世帯に属し、要介護3・4・5と認定され、在宅において家族の介護を受けている高齢者」に対して、介護用品の支給事業を行っています。

月額6,300円を限度に介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、シーツ）を現物で支給しています。

今後の取り組み

事業の利用を必要とする人が利用できるよう、介護保険のパンフレットへの掲

¹ P.44 参照。

載や、ホームページ等での周知を行います。また、地域包括支援センター¹やケアマネジャーとも連携して周知に努めます。

図表 家族介護用品支給事業の見込量

サービス名		単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
家族介護用品支給事業	見込	延利用者数 (人)	1,100	1,140	1,190			
	実績					—	—	—

¹ P.44 参照。

(2) 高齢者の安心のための事業

ア 高齢者日常生活用具購入費助成事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

心身機能の低下により、防火等に対する配慮が必要な在宅の単身高齢者（生活保護世帯・市民税非課税世帯）を対象に、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の購入費の一部を助成しています。

今後の取り組み

在宅生活を望む高齢者が安心して暮らせるように、関係各課と協力しながら事業の周知を図ります。

図表 高齢者日常生活用具購入費助成事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者日常生活用具 購入費助成事業	見込	電磁調理器 助成件数 (件)	2	2	2			
	実績					—	—	—
	見込	火災警報器 助成件数 (件)	1	1	1			
	実績					—	—	—
	見込	自動消火器 助成件数 (件)	1	1	1			
	実績					—	—	—

イ 「日常生活自立支援事業」（あんしんサポートねっと）利用料助成事業（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現在の取り組み

「日常生活自立支援事業」（あんしんサポートねっと）は、判断することに不安がある高齢者宅等を社会福祉協議会の生活支援員が定期的に訪問して、福祉サービスの利用に関する情報提供・助言・手続きの援助や日常生活に必要な金銭管理、書類等預かりサービスなどを実施するものです。本サービス利用料の一部を市で助成しています。

今後の取り組み

高齢化の進展により、利用を必要とする人の増加が見込まれることから、社会福祉協議会と連携してあんしんサポートねっとによる支援が必要と思われる人へ事業の周知を図ります。

図表 「日常生活自立支援事業」（あんしんサポートねっと）利用料助成事業
の実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「日常生活自立支援事業」（あんしんサポートねっと）利用料助成事業	見込	年間利用者数（人）	17	19	21			
	実績					—	—	—

ウ 徘徊高齢者・障がい者探索システム事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

認知症などにより外出した際に家に帰ることができず、行方不明となるおそれのある高齢者等の生活上の安全を確保し、そのような高齢者を在宅で介護している家族の負担を軽減するため、現在地が特定できる携帯用端末機を貸与しています。

高齢者等の行方がわからなくなった場合、家族から情報センターへ探索が依頼されると、現在の位置情報を情報センターのオペレーターが案内しています。

家族の要請を受けると緊急対応員が急行し、一時保護しています。

今後の取り組み

警察署や地域包括支援センター¹と連携しながら、行方不明になるおそれのある人の家族等にチラシを配布するとともに、出前講座などの機会に周知を図ります。

さらに、携帯用端末機を持ち歩いてもらうための工夫や方法を利用者の家族へ提供します。

図表 徘徊高齢者・障がい者探索システム事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
徘徊高齢者・障がい者 探索システム事業	見込	新規 登録者数 (人)	10	11	12			
	実績					—	—	—

¹ P.44 参照。

エ 徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

認知症などにより行方不明となるおそれのある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、登録番号が印刷されたオレンジ色のシールを交付しています。

シールは靴や携行品に貼ることで、高齢者等の行方がわからなくなり保護された場合、登録番号から速やかに身元を確認することができます。

また、利用者の情報は、久喜警察署・幸手警察署と共有されるようになっており、保護された際に早期に家族等への連絡が可能です。

今後の取り組み

サービスを必要とする人が事業を利用できるよう、民生委員や警察、地域包括支援センター¹と連携して周知を図ります。

図表 徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業	見込	新規登録者数(人)	20	20	20			
	実績					—	—	—

¹ P.44 参照。

(3) 高齢者の生活を支える高齢者福祉施設等のサービス

ア 高齢者福祉センター事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

60 歳以上の市民の健康づくりや趣味活動、憩いの場として、民間の温泉施設の一部を活用した高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」を社会福祉法人への委託により運営しています。

今後の取り組み

多くの高齢者に介護予防に資する通いの場として利用されるよう事業のさらなる周知を図ります。

図表 高齢者福祉センター事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
高齢者福祉センター事業	見込	延利用者数 (人)	23,300	23,300	23,300			
	実績					—	—	—

イ 老人福祉センター事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

老人福祉センターは、高齢者の健康保持と増進・教養の向上を図るとともに、懇談やレクリエーションなどを通じて、高齢者による仲間づくり、生きがいづくりを支援する施設です。

高齢者の憩いの場として親しまれており、趣味活動や各種イベントが開かれるなど、高齢者の地域活動の中核施設となっています。

今後の取り組み

利用者の固定化や趣味の多様化により、年間利用者数が減少傾向にあることから、新規利用者を増やす取り組みとして、高齢者が所属する彩愛クラブ（老人クラブ）等を通じて施設の利用について周知します。

図表 老人福祉センター事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人福祉センター事業	見込	菖蒲老人福祉センター	20,000	20,020	20,040			
	実績	延利用者数(人)				—	—	—
	見込	鷺宮福祉センター	21,410	21,430	21,450			
	実績	延利用者数(人)				—	—	—

ウ 彩嘉園事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

彩嘉園は、要支援・要介護になるおそれのある高齢者などの機能向上を図り、自立した生活を支援する介護予防の拠点としての機能を有しています。

今後の取り組み

対象となる高齢者の利用につなげられるよう地域包括支援センター¹と連携して事業周知を図ります。

また、彩嘉園で実施している、運動器や口腔機能等の向上を目的とした介護予防体操や認知症、閉じこもり予防等の事業の周知に努め、利用促進を図ります。

図表 彩嘉園事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
彩嘉園事業	見込	延利用者数 (人)	1,820	1,830	1,840			
	実績					—	—	—

エ 養護老人ホーム（高齢者福祉課）

現在の取り組み

養護老人ホームは、環境的及び経済的理由等により在宅での生活が困難な高齢者を養護する施設です。本市には、偕楽荘（定員 50 人）があり、主に 65 歳以上の高齢者を受け入れ、指定管理者により運営しています。

今後の取り組み

在宅生活が難しい高齢者に対し、地域包括支援センター等と連携して、養護老人ホームにおいて自立した生活ができるよう支援します。

¹ P.44 参照。

図表 養護老人ホームの実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホーム	見込	施設数 (箇所)	1	1	1			
	実績					—	—	—
	見込	市内施設 定員 (人)	50	50	50			
	実績					—	—	—
	見込	年度末 利用者数 (人)	50	50	50			
	実績					—	—	—

オ 軽費老人ホーム（ケアハウス）（介護保険課）

現在の取り組み

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、要介護に至っていない高齢者で、身体機能の低下等により自立して生活することに不安がある人が入居する施設です。市内には、久喜西地区に2か所、栗橋地区に1か所開設されています。

定員については有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等も考慮し、その配置や定員等について調整する必要があります。

今後の取り組み

介護保険サービスを必要とする人が適切にサービスを受けられるよう、既存施設の特定施設化を促します。

図表 養護老人ホームの実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
経費老人ホーム（ケアハウス）	見込	施設数 (箇所)	1	1	1			
	実績					—	—	—
	見込	市内施設 定員 (人)	50	50	50			
	実績					—	—	—

5 高齢者の居住安定に係る施策との連携（高齢者福祉課・介護保険課・都市整備課）

現在の取り組み

生活困窮など多様な問題により、住まいの確保と生活の維持が難しい高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるように、心身の状態や希望する生活に沿った住まい探しに関する相談に対応しています。

また、在宅生活を支える高齢者福祉サービスの提供と、在宅において医療と介護が一体的に受けられるよう在宅医療・介護連携事業を実施しています。

さらに、心身機能の低下により、在宅生活に不安を感じる高齢者に対して、緊急時通報システムや配食サービス、往診している医師の情報等を提供しています。

今後の取り組み

低所得など多様な問題により住まいの確保が難しい高齢者へ、埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度の活用や公営住宅・UR 賃貸住宅・軽費老人ホーム等の情報提供を行うとともに、見守りなどの体制が整ったサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム、養護老人ホームに入所の相談ができるよう関係機関と連携します。

また、あんしん賃貸住まいサポート店等、住まいに関する情報の提供について、県や関係機関と連携し、住まいの確保と生活の一体的な支援を継続します。

第3節 （基本目標3）安心・安全で誰もが住みやすいまちをつくる

1 高齢者の権利擁護・虐待防止

（1）高齢者虐待の防止（高齢者福祉課・介護保険課）

現在の取り組み

平成 18（2006）年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）、平成 30（2018）年に施行された「埼玉県虐待禁止条例」に基づき、虐待防止に関する各種取り組みを行っています。

令和4年度には警察や介護関係者等から 30 件の通報を受け、うち 11 件を虐待と判断し、対応しました。その他、専門職による事例検討会を 1 回開催しました。また、事業所への立ち入り調査件数は2件となっています。

今後の取り組み

本市や地域包括支援センター¹がケアマネジャー等と連携して、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図ります。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育知識・介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」であることから、集団指導などの機会を通じてサービス提供事業所への啓発活動を行います。

介護現場での人員不足が利用者への虐待につながるおそれがあるため、国、県と連携し、介護人材確保の取り組みも同時に進めます。

さらに、高齢者が認知症になることにより、介護者の負担感や高齢者の意思疎通の困難さなどが増加し、虐待につながりやすくなる傾向があるため、高齢者虐待の防止と併せて、認知症に対する理解の促進や介護者支援、成年後見制度²の利用促進等の施策を実施します。

¹ P.44 参照。

² P.34 参照。

(2) 成年後見制度の利用促進（高齢者福祉課）

現在の取り組み

成年後見制度¹は、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者を選ぶことで、その人を法律的に支援する制度で、久喜市成年後見センター（久喜市役所高齢者福祉課内）を中核機関として設置し、制度の活用促進を図っています。

今後の取り組み

今後も久喜市成年後見センターの相談窓口の周知を図り、成年後見制度の普及啓発・体制整備を進める中で、相談を受けた際には費用などを含めた説明を実施します。

さらに、地域連携ネットワークの構築について関係機関と協議します。

また、市民後見人の養成の取り組みを継続し、活動できる体制づくりを社会福祉協議会と検討します。

¹ P.34 参照。

(3) 防犯・消費者保護などの対策（市民生活課）

現在の取り組み

メールや市ホームページを通じて防犯情報の発信を行うほか、関係機関や地域と協力して防犯活動を行っています。情報発信の効率化が課題の1つとなっています。

また、各種相談を通じて高齢者の生活上の不安解消に努めています。

今後の取り組み

高齢者が犯罪や消費者トラブル等に巻き込まれないよう、適時に必要な情報を提供するとともに、関係機関や地域と協力した見守り等防犯活動等に努めます。

また、本市の消費生活相談・法律相談・行政相談などの活用を促進するとともに、地域包括支援センター¹や関係機関が連携して相談体制の充実を図ります。

¹ P.44 参照。

(4) 多様な相談体制の整備

ア 総合相談窓口（高齢者福祉課）

現在の取り組み

地域包括支援センター¹は各関係機関と連携を図り、高齢者やその家族に対し総合的な相談・支援を行っています。

今後の取り組み

また、令和2年3月に施行された「埼玉県ケアラー支援条例」に基づき、ケアラー²に関する支援体制の構築を図るとともに、ダブルケア³など多様化するケアラーやヤングケアラー⁴について、関係機関と連携して支援します。

イ 消費生活相談・法律相談・行政相談（市民生活課）

現在の取り組み

消費生活相談・法律相談・行政相談を実施しています。

今後の取り組み

引き続き、消費生活相談・法律相談・行政相談を実施し、高齢者をはじめとする市民の様々な困りごとに対応します。専門家による相談を通して、解決に向けてのアドバイスや手助けを行います。

ウ 介護保険相談員（介護保険課）

現在の取り組み

介護保険相談員が介護保険サービス提供事業所等を訪問し、利用者やその家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴き、市とサービス提供者である介護保険サービス提供事業所との橋渡しを行い、不安の解消に向けた支援を行っています。

¹ P.44 参照。

² P.57 参照。

³ 子育てと介護を同時に担わなければならない状態のこと。

⁴ P.58 参照。

ます。

また、介護保険サービス提供事業所等の開催する会議に参加し、提供されているサービスの現状把握に努めています。

今後の取り組み

引き続き、介護保険相談員が介護保険サービス提供事業所等を訪問し、利用者やその家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴き、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。

(5) 苦情に対する対応

ア 介護保険サービスにかかる苦情対応（介護保険課）

現在の取り組み

保険者¹として介護保険サービス提供事業所への指導を行うほか、施設等に介護保険相談員を派遣し、介護保険サービス利用者等からの相談に応じる体制を整備しています。

地域包括支援センター²は、高齢者の総合相談窓口として苦情等の解決のために必要な橋渡しを行っています。

今後の取り組み

引き続き、介護保険相談員や地域包括支援センターを通じて苦情等の解決を図ります。

サービス提供者や埼玉県国民健康保険団体連合会においても、介護保険サービスに関する相談・苦情の窓口を設けていることから、必要に応じてこれらと連携しながら苦情等の解決を図ります。

イ 福祉オンブズパーソン制度（社会福祉課）

現在の取り組み

各種福祉サービスに関する苦情に対し、公正かつ中立な立場で迅速・適切に対処するための制度として、福祉オンブズパーソンを配置し、苦情対応を行っています。

今後の取り組み

福祉オンブズパーソン制度について、引き続き仕組みの周知と適切な案内に努めます。

¹ 介護保険制度の運営を行う全国の市町村及び特別区のこと。

² P.44 参照。

2 災害対策・単身高齢者等対策の推進

(1) 地震などの災害に備える対策（消防防災課・社会福祉課・介護保険課）

現在の取り組み

市民や市職員を対象に、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練や広域避難訓練を実施しました。県立久喜特別支援学校において、福祉避難所開設訓練を実施しました。感染症対策を踏まえた防災備蓄品の整備を行っています。

また、自主防災組織等への防災講座を実施しました。

さらに、「要援護者見守り支援登録台帳」を民生委員・児童委員、区長、自主防災組織に提供しました。

今後の取り組み

災害時に福祉的ケアの必要な高齢者等の要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、介護保険サービス提供事業所と協定を締結し、「福祉避難所」を指定します。

また、高齢者施設等では、日頃から必要物資の備蓄・調達状況の確認や地域住民を交えた防災・避難訓練の実施が重要であるため、避難訓練の実施について事業所へ働きかけます。

併せて、感染症対策を意識した避難所の運営や備蓄品の整備を行います。

高齢者をはじめとする市民に対し、地震や風水害などの災害に備え、避難所や避難方法（広域避難、分散避難、在宅避難）等の周知を図るほか、一人ひとりができる防災対策について、引き続き啓発を行います。

避難所の運営にあたり、避難所管理職員、避難所参集職員、避難所担当職員等が開設・初期対応を行い、開設後は避難者等が主体となって職員等は運営に協力します。

また、久喜市避難所運営マニュアルに感染症流行時の対応を明記したことから、同マニュアルに沿った感染症対策を実施し、避難所の運営を行います。

さらに、日ごろから高齢者施設等と連携し、避難確保計画を定期的に確認すると

ともに、避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

(2) 災害時要援護者支援の充実（社会福祉課）

現在の取り組み

民生委員・児童委員、区長、自主防災組織の代表者を対象とした合同研修会を開催しています。

今後の取り組み

地震や風水害などの災害が発生した際に、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの「要配慮者」の中でも、ひとり暮らし高齢者や要介護度の高い人など、特に支援を要する人を「避難行動要支援者（要援護者）」と呼びます。要援護者は、災害時に被害を受けやすく、避難の際にも支援が必要であることから、要援護者の情報を事前に把握するため、地域と連携して要援護者の平時における見守りや災害時における安否確認等を実施する「久喜市要援護者見守り支援事業」を実施します。申し出のあった要援護者は、「要援護者見守り支援登録台帳」に登録します。

制度を必要としている人に、事業内容を分かりやすく伝えるため、周知方法を工夫します。

また、地域においては、要援護者との平時からの交流を通して、地域における共助の輪を広げることが必要であることから、共助の体制づくりの支援に取り組みます。

(3) 単身・高齢者のみ世帯の安心を確保する対策（社会福祉課・社会福祉協議会）

現在の取り組み

要援護者見守り支援に関する協力事業者による見守り支援を行うとともに、「要援護者見守り支援登録台帳」を、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織に提供し、地域での見守り支援体制づくりを進めました。民生委員・児童委員に担当区域の高齢者台帳の貸出しを行ったほか、地域の支援者と社会福祉協議会が連携して地域福祉サービスにつなげました。

平常時の見守り支援の充実を図るため、水道、電気、ガスといったライフライン事業者や新聞配達員や宅配事業者など、定期的に高齢者等の家庭を訪問する事業者と連携して見守り支援のネットワークを構築します。

また、本市の提供する緊急時通報システム事業や配食サービス事業、ふれあい収集、社会福祉協議会が実施するあんしんカード設置事業、さらには住民主体の集いの場など、生活支援サービスの充実により、単身高齢者や高齢者のみ世帯の人の生活を支え、安心の確保を図っています。

今後の取り組み

要援護者見守り支援については、協力事業者数の増加を図るため、ホームページ等を通じてライフライン業者や日常的に各家庭を訪問する事業者へ周知します。

生活支援サービスについては、サービスを必要とする人に情報が届くよう、広報くきへの掲載や民生委員への依頼により周知を継続します。

要援護者見守りネットワークや地域の自治会、民生委員・児童委員、福祉委員の訪問活動の充実、促進を行い、地域における見守り体制の一層の強化を図ります。

3 感染症に対する備え（介護保険課・健康医療課）

現在の取り組み

コロナ禍においては、県と締結した「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」に基づき、県・保健所と連携して対象者の情報共有を行いました。

このほか、国、県等から提供された感染対策や予防に関する情報を広報くさや市ホームページを通じて広く周知するとともに、介護保険サービス提供事業所に対し抗原定性検査キットを配布しました。

今後の取り組み

感染症発生時には、介護サービス事業所等をはじめとする福祉施設等が行う、感染症への対応を支援するため、感染拡大防止策や介護給付の取り扱いについて市ホームページに専用ページを作成し、情報提供を行います。

また、平時においても介護サービス事業所等がサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認し、県・保健所等と連携しながら、支援体制を整備します。

4 高齢者にやさしいまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（障がい者福祉課・介護保険課）

現在の取り組み

民間施設バリアフリー¹化支援事業（人にやさしいまちづくり促進事業補助金）を実施し、区長会や商工会広報紙、広報くき、市ホームページにおいて制度の周知を図っています。令和4年度には4件の補助申請があり、計406,000円を交付しています。

また、267件の住宅改修補助を行っています。

今後の取り組み

高齢者などが快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、県が定めた「埼玉県福祉のまちづくり条例」などを踏まえ、バリアフリー、ユニバーサルデザイン²に配慮した公共施設等の整備に努めます。

また、民間施設のバリアフリー化に関しては補助対象施設の所有者等へ継続した周知を行います。

さらに、介護保険サービスの住宅改修については、窓口となる居宅介護支援事業所と連携し、必要な改修が行えるよう継続して周知に努めます。

¹ P.41 参照。

² P.49 参照。

(2) 高齢者の外出を支える公共交通の維持・充実など（交通企画課）

現在の取り組み

高齢者等の交通弱者の移動手段の確保や公共交通不便地域の解消などを目的として、市内循環バス、デマンド交通¹（くきまる）、くきふれあいタクシー（補助タク）²を運行しています。

また、高齢者の自動車の運転については、加齢による心身の変化を踏まえた運転の知識の啓発、運転免許返納制度の周知を行っています。

今後の取り組み

民間事業者と連携し、公共交通を維持します。

引き続き、市内循環バス、デマンド交通（くきまる）、くきふれあいタクシー（補助タク）を運行するとともに、その充実のため利用促進、利用者ニーズを踏まえ、必要な見直しを図ります。

また、加齢による心身の変化を踏まえた運転の知識の啓発、運転免許返納制度の周知を継続します。

¹ P.42 参照。

² P.42 参照。

第4節 （基本目標4）

介護サービスを確保し、住み慣れた地域での暮らしを守る

1 介護保険施設・サービスの充実（介護保険課）

（1）介護サービスの量の見込み

要介護認定者数の推計を基に、介護サービスの需要に合わせた過不足のない整備が必要です。地域特性や地域間の移動を踏まえた上で、必要なサービスの種類ごとの量の見込みを定めます。

（2）サービス基盤の整備目標

ア 施設サービスの整備目標

図表 施設サービスの整備目標

サービス名	単位	既存 整備分	新規整備目標			計
			令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	施設数 （箇所）					
	定員 （人）					
介護老人保健施設	施設数 （箇所）					
	定員 （人）					
介護付有料老人ホーム	施設数 （箇所）					
	定員 （人）					
軽費老人ホーム（ケアハウス）	施設数 （箇所）					
	定員 （人）					
サービス付高齢者向け住宅	施設数 （箇所）					
	定員 （人）					

イ 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）の整備目標

図表 地域密着型サービスの整備目標

サービス名	単位	既存 整備分	新規整備目標			計
			令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
認知症対応型共同生活介護	事業所数 (箇所)					
	定員 (人)					
認知症対応型通所介護	事業所数 (箇所)					
小規模多機能型居宅介護	事業所数 (箇所)					
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数 (箇所)					
夜間対応型訪問介護	事業所数 (箇所)					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数 (箇所)					

ウ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等について

本市には、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）及びサービス付き高齢者向け住宅があり、その入居定員総数は次のとおりです。

これらの施設は現在多様な介護ニーズの受け皿となっており、将来的にも必要な介護サービス基盤のひとつであると想定されるため、これらの入居定員総数を把握しサービス基盤の整備量の見込みに反映させます。

必要に応じて県と連携しながら、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）の指定を受ける有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）及びサービス付き高齢者向け住宅への移行を促します。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等のサービスの質の確保を図るため、介護保険相談員を施設等に派遣し、入居者の相談に応じる体制を整えます。

図表 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等の
入居定員等

サービス名	施設数（箇所）	定員（人）
特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム		
特定施設の指定を受けていない 軽費老人ホーム（ケアハウス）		
特定施設の指定を受けていない サービス付き高齢者向け住宅		

2 地域支援事業の充実（介護保険課）

地域支援事業は、本市が実施主体となって、地域で生活する高齢者が要支援・要介護状態にならないように介護予防を推進し、また、要介護状態等になった場合においても、その軽減や悪化防止を図るとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

地域支援事業の内容は「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センター¹の運営）」、「包括的支援事業（社会保障充実分）」、「任意事業」の4つから構成されています。

地域支援事業の実施にあたり、その実績把握と分析のため、関連するデータの活用に取り組むことが定められたことから、個人情報の取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境を整備していくことを検討していきます。

¹ P.44 参照。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

現在の取り組み

「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)は、介護予防事業と生活支援サービスを一体としてマネジメントし提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で生活していく中で切れ目なく介護予防の効果を受けることができる仕組みです。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に大きく分けられます。

今後の取り組み

要介護被保険者も介護予防・生活支援サービス事業の対象とする取り扱いについては、サービス利用者の意向を踏まえつつ、弾力化について検討します。

図表 事業の種類 対象者

事業の種類	対象者
介護予防・生活支援サービス	①要支援認定者(要支援1・要支援2) ②基本チェックリストにより「事業対象者」と認定された人 ※要介護被保険者については、弾力化を検討
一般介護予防事業	上記①②も含めたすべての高齢者

(注) 対象者の範囲を限定して実施している事業もあります。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型介護予防事業(高齢者福祉課)

「介護予防訪問介護相当サービス」については、これまでの取り組みを継続するとともに、訪問型サービスAについては、実施事業所を広く募るなどサービス提供体制の整備を図ります。

地域や民生委員をはじめとした各関係機関との連携により、支援が必要な高齢者の把握に努め、総合事業の適切な利用を促進します。

② 通所型介護予防事業（高齢者福祉課）

「介護予防通所介護相当サービス」、「短期集中通所型サービス」の2事業を実施しています。

通所型サービスAについては、実施事業所を広く募るなどサービス提供体制の整備を図ります。

地域や民生委員をはじめとした各関係機関との連携により、支援が必要な高齢者の把握に努め、総合事業の適切な利用を促進します。

イ 一般介護予防事業

① 介護予防普及啓発事業（高齢者福祉課）

ボランティア指導者による通年の介護予防運動教室「はつらつ運動教室」、柔道整復師の指導による介護予防運動教室「柔道整復師による元気アップ体操教室」などを実施します。

また、65歳以上の高齢者を対象として、「健康教育」や「健康相談」の取り組みを通じて介護予防に関する活動の普及・啓発、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

介護予防に関する各種講座や教室等を継続的に開催するとともに、高齢者が介護予防活動に参加する機会を確保できるよう事業の充実にも努めます。

また、地域のグループや老人クラブなどに対して出前健康相談を実施します。

② 地域介護予防活動支援事業（高齢者福祉課）

介護予防運動教室「はつらつ運動教室」の指導者であるはつらつリーダーを養成する講座「はつらつリーダー養成講座」を実施します。

また、「介護予防ボランティアポイント事業」と「ご近所型介護予防体操支援事業」を実施します。これにより、高齢者がボランティア活動などを通じて、地域貢献や介護予防に取り組むこと、また、住民主体の通いの場を増やし、介護予防に資する活動を継続して実施できるように支援します。

地域での支え合いの仕組みの中で、様々な高齢者が介護予防の担い手になれる

よう、住民主体の通いの場の活動を地域の実情に応じて支援します。

地域における介護予防活動の推進を図るため、引き続き介護予防ボランティアの育成と活動支援に努めます。

図表 はつらつリーダーの育成事業の見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
はつらつリーダーの育成事業	見込	延利用者数 (人)	15	15	15			
	実績					—	—	—

図表 介護予防ボランティアポイント事業の見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ボランティアポイント事業	見込	延利用者数 (人)	200	220	240			
	実績					—	—	—

(2) 包括的支援事業

ア 総合相談支援・権利擁護事業（高齢者福祉課）

→【基本目標3－1】（85 ページ）を参照

イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（高齢者福祉課）

地域包括支援センター¹は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働の体制づくりや、個々のケアマネジャーからの問い合わせに対する助言等の支援を行っています。

ケアマネジャーを対象とした情報交換会や研修会等を開催します。

ウ 地域ケア会議の充実（高齢者福祉課）

→【基本目標1－1】（55 ページ）を参照

¹ P.44 参照。

エ 在宅医療・介護連携の推進（高齢者福祉課）

→【基本目標１－４】（61 ページ）を参照

オ 認知症施策の推進（高齢者福祉課）

→【基本目標１－５】（63 ページ）を参照

カ 生活支援サービスの体制整備（高齢者福祉課）

日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーター¹を配置します。また、不足している地域資源等について検討・協議する協議体を設置する必要があります。

生活支援の担い手については、生活支援コーディネーター、協議体が中心となり、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう元気な高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりに取り組みます。

就労意欲の高い高齢者が社会参加できるよう支援のあり方について検討を進めます。

また、高齢者の社会参加においては移動手段の確保も重要であることから、公共交通担当部門とも連携し、充実を図ります。（→公共交通の維持・充実については【基本目標３－４－（２）】（96 ページ）を参照）

¹ P.55 参照。

(3) 任意事業

ア 介護給付適正化事業（介護保険課）

「久喜市介護給付適正化計画」を定め、①要介護認定の適正化、②ケアプラン¹等の点検、③医療情報との突合・縦覧点検の給付適正化主要３事業を実施します。

①要介護認定の適正化については、これまでの取り組みを継続します。

②ケアプラン等の点検については、利用者の重度化防止や自立支援に資する適切なケアプランが作成されているか確認・点検を行います。

③医療情報との突合・縦覧点検については、費用対効果が期待される帳票に重点化した点検を行います。

イ 家族介護支援事業

① 家族介護教室（高齢者福祉課）

要介護高齢者の状態の維持・改善を目的として、家族等の介護者の、介護力向上を図るため、適切な介護知識や技術を習得する講座を開催します。

② 言葉の教室（高齢者福祉課）

言語訓練が必要な人の失語症等の状態の維持・改善とその家族の精神面での援助を目的として、言語聴覚士、音楽療法士、保健師等によるグループ指導や健康相談を行います。

地域包括支援センター²等と連携して、本事業を周知し、利用促進を図ります。

¹ ケアマネジャーが利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載したもの。

² P.44 参照。

図表 言葉の教室の見込量

サービス名		単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
言葉の教室	見込	延参加者数 (人)	120	120	120			
	実績					—	—	—

③ 家族介護講演会（高齢者福祉課）

認知症の人やその家族、関係者等を主な対象に、家族介護講演会を開催します。
有識者や認知症家族の介護経験者等を講師として招き、参加者が情報や体験談を得られる場を提供します。

認知症の人やその家族への支援の一環として、今後も定期的な開催と事業の周知に努めます。

ウ その他事業

① 成年後見制度利用支援事業（高齢者福祉課）

成年後見制度¹の利用が必要な状況であるにもかかわらず本人や家族ともに申立てができない事情がある場合、老人福祉法の規定により市長が申立てを行います。この市長申立てによる成年後見制度の活用等を図るとともに、久喜市成年後見制度利用支援事業実施要綱に定める対象者に対して、経費の全部又は一部を支弁する事業を行います。

引き続き制度の周知等を行い、利用促進に努めます。

図表 成年後見制度利用支援事業の見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	見込	利用者数（人）	12	12	12			
	実績					—	—	—

② 住宅改修支援事業（介護保険課）

要支援・要介護認定者が住宅改修（介護予防住宅改修）を行う際に必要となる「住宅改修が必要な理由書」（担当のケアマネジャーが作成）が作成できない場合において、例外としてケアマネジャー以外の者（作業療法士、理学療法士、社会福祉士、福祉住環境コーディネーター2級以上の人等）が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合、理由書を作成した者に対し、1件につき2,000円＋消費税の助成を行います。

円滑なサービス利用を図るため、事業の周知に努めます。

図表 住宅改修支援事業の見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修支援事業	見込	助成件数（件）	4	4	4			
	実績					—	—	—

¹ P.34 参照。

③ 介護保険相談員派遣事業（介護保険課）

介護保険相談員が介護保険サービス提供事業所等を訪問し、利用者やその家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴き、市とサービス提供者である事業者との橋渡しを行い、不安の解消に向けた支援を行っています。

図表 介護保険相談員派遣事業の見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険相談員派遣事業	見込	相談人数（人）	1,480	1,490	1,500			
	実績					—	—	—

④ 配食サービス事業（高齢者福祉課）

→【基本目標2-4（1）ア】（70ページ）参照

⑤ 認知症サポーター等養成事業（高齢者福祉課）

認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者「認知症サポーター」¹を養成します。認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

既存のサポーターを対象とする「認知症サポーターステップアップ講座」を通じ、組織化した活動ができるよう支援していきます。

図表 認知症サポーターの見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター	見込	年間養成人数（人）	1,620	1,650	1,600			
	実績					—	—	—

⑤ 緊急時通報システム事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

日常生活における単身高齢者等の不安を解消するため、自宅で急病などの緊急

¹ P.42 参照。

事態が発生したときに専用の通報装置の非常ボタンを押すことにより、看護師等が 24 時間常駐するコールセンターに通報される「緊急時通報システム事業」を実施します。

通報を受けたコールセンターが、緊急性が高いと判断した場合、埼玉東部消防組合消防局指令センターに通報し、救急車の要請を行います。

また、自宅に電話回線がない人に対し、携帯型の緊急時通報システムの貸与を行っています。

今後の取り組み

民生委員やケアマネジャー等と連携しながらサービスの利用を必要とする人に周知を図ります。

図表 緊急時通報システム事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
緊急時通報システム事業	見込	年度末 設置台数 (台)	930	940	945			
	実績					—	—	—

3 自立支援・重度化防止等に向けた取り組み

(1) 介護予防ケアマネジメント（高齢者福祉課）

現在の取り組み

介護予防ケアマネジメント¹は、高齢者の自立支援及び重度化防止を目的として、その人の心身の状況や生活環境などに応じて、適切な介護サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行うものです。

第8期計画期間では、地域ケア会議を年6回以上開催することを目標とし、これを達成しました。

今後の取り組み

ケアマネジャーや介護保険サービス提供事業所等が、自立支援及び重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントを利用者に対して適切に提供できるように支援するため、地域ケア会議を定期的に開催します。

図表 地域ケア会議の開催回数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
年6回以上	年6回以上	年6回以上

(2) 住民主体による介護予防事業の実施（高齢者福祉課）

現在の取り組み

本市では、「はつらつ運動教室」など、住民主体による運動教室の開催や普及に取り組んでいます。

住民主体による運動教室の開催や運営は、地域の関係者や住民同士のつながりによる高齢者の見守りやコミュニケーションも期待され、事業への参加意欲がより積極的になるなど、さらなる介護予防の効果が期待できます。

第8期計画期間では、はつらつ運動教室を37会場で開催しました。

¹ P.50 参照。

今後の取り組み

引き続き、「はつらつ運動教室」、「いきいきデイサービス」など、本市が主催する通いの場のほか、社会福祉協議会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」など、様々な実施主体による通いの場へのさらなる参加促進を図ります。

また、参加者の自立状態の維持や、要介護状態への移行の防止を図るため、厚生労働省が掲げる目標を勘案します。

図表 はつらつ運動教室の実施会場数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
会場以上	会場以上	会場以上

(3) リハビリテーションサービス提供体制の構築（高齢者福祉課）

現在の取り組み

第8期計画期間では、地域ケア会議において、専門職（理学療法士）から高齢者の自立支援に向けた具体的なリハビリ内容等の助言を受けることで、リハビリテーションの有用性の認識を高めています。

今後の取り組み

地域における介護予防の取り組みを強化するために、様々な場面においてリハビリテーション専門職等の関与を促進していきます。

また、介護保険サービス提供事業所が需要にあった体制を展開できるよう、人材確保への支援に取り組めます。

4 介護保険サービスの質の確保と向上・人材の確保と育成

(1) 相談・支援体制の強化（介護保険課）

現在の取り組み

令和5年4月に「ふくし総合相談窓口」を開設し、福祉の様々な相談を受け止め、相談者に寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行っています。

また、地域包括支援センター¹や久喜市社会福祉協議会でも、高齢者や介護保険に関する様々な相談ができます。相談を受けた場合、適切なサービスにつなぎ、その相談内容によっては制度に関する情報提供や関係機関の紹介を行っています。

今後の取り組み

引き続き広報くきや市ホームページなどを活用し、高齢者や介護保険に関する各相談窓口の周知を行います。

また、地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、ケアマネジャーや民生委員・児童委員などの関係者との連携を深め、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

(2) 人材確保の支援と業務の効率化（介護保険課）

現在の取り組み

県や埼玉県社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関と連携し、就職相談会や資格取得に係る研修の開催を支援するなど、介護分野における人材確保、育成支援の取り組みを行っています。

今後の取り組み

引き続き、県や埼玉県社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関と連携し、就職相談会や資格取得に係る研修の開催を支援するなど、介護分野における人材確保、育成支援の取り組みに努めます。

¹ P.44 参照。

また、「久喜市医療・介護・地域情報システム」¹を活用し、各介護事業所の職員やボランティア募集などの最新情報を掲載します。

業務の効率化においては ICT²の活用等により、様式や手続きの簡略化を進め、介護事業所の業務負担の軽減を図るとともに、要介護認定を遅滞なく適切に実施するため、介護認定審査会の簡素化や要介護認定事務の効率化を進めます。

（３）介護サービス情報の公表（介護保険課）

現在の取り組み

本市では、名称や地図、サービス種別等からの検索により、市内の介護施設の職員情報や空き情報、特別な医療の受け入れ状況等を閲覧することができる「久喜市医療・介護・地域情報システム」を導入し、介護サービスの入り口にいる人に、事業所選択の一助となる情報を提供しています。

また、新規で要介護認定を受けた被保険者に対し案内を送付することで、利用者が事業所を適切に利用できるよう、利用促進に努めています。

今後の取り組み

このシステムが広く利用されるよう、広報くきや市ホームページに情報を掲載するとともに、要介護認定の結果通知に同封するお知らせに掲載するなどの周知を行い、更なる利用の促進に努めます。

（４）介護サービス事業所への適正な指導監督（介護保険課・社会福祉課）

現在の取り組み

法令等に基づき、地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所に対する指導・監査を

¹ 市内の医療機関や介護サービス事業所情報、介護施設の空き情報や職員募集などをまとめて掲載し、名称・地図・サービス種別等から検索できる web サイトのこと。

² Information and Communication Technology の略語。コンピューターやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。

実施しています。

令和4年12月に集団指導を実施したほか、介護保険サービス提供事業所に対し実施指導を実施し、サービス提供に係る基準等の適合状況を確認するとともに、必要に応じて指導や助言を行いました。

今後の取り組み

介護サービス事業所が年々増加する中であっても、指導の効率化を図り、介護保険サービスの質の向上及び適正な運営が図られるよう県とも連携しながら指導を実施します。

(5) 介護保険給付適正化の取り組み（介護保険課）

→【基本目標4—2（3）ア】（105 ページ）を参照

第5章 介護給付費等の見込みと保険料の設定 (第9期介護保険事業計画)

第1節 介護保険料の算出までの流れ

1 介護保険料の算定フロー

介護保険料の算定は、国が定めた手順に沿って実施しています。算定フローは以下のとおりです。

図表 介護保険料の算定フロー

1. 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、将来人口（第1号被保険者数・第2号被保険者数）を推計。

2. 要支援・要介護認定者数の推計

男女別・年齢別の要支援・要介護度別の認定率（年齢別・男女別）を基に、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者・第2号被保険者）を推計。

3. 施設・居住系サービスの利用者数の推計

施設サービス、居住系サービスについて、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考にして利用者数を推計。

4. 居宅サービス利用者数の推計

居宅サービスについて、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考にして利用者数を推計。

5. 総給付費等の推計

利用者数の推計結果を基にサービス別・要介護度別の1人当たり給付額（実績からの推計）を乗じて総給付費を推計。
地域支援事業費について、現在の利用状況等を参考に推計。

6. 介護保険料額の設定

推計された総給付費、地域支援事業費等を基に、介護保険料額を推計。

第2節 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

1 被保険者数の推計

第9期計画期間における被保険者数を以下のように見込みます。

図表 令和5年度から令和32年度までの被保険者数の推計

単位：人

(調整中)

2 要支援・要介護認定者数の推計

第9期計画期間における要支援・要介護認定者数は以下のように見込みます。

図表 第9期計画期間における要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

	令和6年度 (うち第1号被保険者数)	令和7年度 (うち第1号被保険者数)	令和8年度 (うち第1号被保険者数)
総数			
要支援1			
要支援2			
要介護1			
要介護2			
要介護3			
要介護4			
要介護5			

第3節 介護保険サービス量の見込み

1 介護予防サービス

介護予防サービスは、要支援1・2の認定を受けた人が利用するサービスです。

図表 サービスの概要

サービス	概要
① 介護予防訪問入浴介護	要支援者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
② 介護予防訪問看護	要支援者で疾患等を抱えている人が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
③ 介護予防訪問リハビリテーション	要支援者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする人が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
④ 介護予防居宅療養管理指導	要支援者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	要支援者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアとも呼ばれます）。
⑥ 介護予防短期入所生活介護	要支援者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
⑦ 介護予防短期入所療養介護	要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
⑨ 介護予防福祉用具貸与	要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の福祉用具を貸与するサービスです。
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間10万円）

サービス	概要
⑪ 介護予防住宅改修	要支援者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20 万円）

介護予防サービスの利用を以下のとおり見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護予防訪問入浴介護	回数 (回)						
	利用者数 (人)						
② 介護予防訪問看護	回数 (回)						
	利用者数 (人)						
③ 介護予防訪問リハビリテーション	回数 (回)						
	利用者数 (人)						
④ 介護予防居宅療養管理指導	利用者数 (人)						
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	利用者数 (人)						
⑥ 介護予防短期入所生活介護	日数 (日)						
	利用者数 (人)						
⑦ 介護予防短期入所療養介護（老健）	日数 (日)						
	利用者数 (人)						
⑦ 介護予防短期入所療養介護（病院等）	日数 (日)						
	利用者数 (人)						

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
⑦ 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日数（日）						
	利用者数（人）						
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数（人）						
⑨ 介護予防福祉用具貸与	利用者数（人）						
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	利用者数（人）						
⑪ 介護予防住宅改修	利用者数（人）						

※利用者数は1月当たりの利用者数、回（日）数は1月当たりの利用回（日）数を示す。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数または回（日）数が0になることがある。
※令和5年度は見込み。

2 居宅サービス

居宅サービスは、要介護1～5の認定を受けた人が利用するサービスです。

図表 サービスの概要

サービス	概要
① 訪問介護	要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。 なお、生活援助については、ひとり暮らしまたは同居家族等が、障がいや疾病等のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。
② 訪問入浴介護	要介護者が居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
③ 訪問看護	要介護者で疾患等を抱えている人が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
④ 訪問リハビリテーション	要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする人が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
⑤ 居宅療養管理指導	要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
⑥ 通所介護	要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです（デイサービスと呼ばれます）。
⑦ 通所リハビリテーション	要介護者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアとも呼ばれます）。
⑧ 短期入所生活介護	要介護者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
⑨ 短期入所療養介護	要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
⑩ 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設に入居する要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

サービス	概要
⑪ 福祉用具貸与	要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の福祉用具を貸与するサービスです。
⑫ 特定福祉用具購入	要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間 10 万円）
⑬ 住宅改修	要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20 万円）

居宅サービスの利用を以下のとおり見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 訪問介護	回数 (回)						
	利用者数 (人)						
② 訪問入浴介護	回数 (回)						
	利用者数 (人)						
③ 訪問看護	回数 (回)						
	利用者数 (人)						
④ 訪問リハビリテーション	回数 (回)						
	利用者数 (人)						
⑤ 居宅療養管理指導	利用者数 (人)						
⑥ 通所介護	回数 (回)						
	利用者数 (人)						

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
⑦ 通所リハビリテーション	回数 (回)						
	利用者数 (人)						
⑧ 短期入所生活介護	日数 (日)						
	利用者数 (人)						
⑨ 短期入所療養介護 (老健)	日数 (日)						
	利用者数 (人)						
⑨ 短期入所療養介護 (病院等)	日数 (日)						
	利用者数 (人)						
⑨ 短期入所療養介護 (介護医療院)	日数 (日)						
	利用者数 (人)						
⑩ 特定施設入居者 生活介護	利用者数 (人)						
⑪ 福祉用具貸与	利用者数 (人)						
⑫ 特定福祉用具購入	利用者数 (人)						
⑬ 住宅改修	利用者数 (人)						

※利用者数は1月当たりの利用者数、回(日)数は1月当たりの利用回(日)数を示す。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数または回(日)数が0になることがある。
※令和5年度は見込み。

3 施設サービス

施設サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

図表 サービスの対象者と概要

サービス	対象者	概要
① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～5※	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
② 介護老人保健施設	要介護1～5	医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
③ 介護医療院	要介護1～5	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。

※原則は要介護3～5の人が対象。在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1、2の人でも入所することができる。

施設サービスの利用を以下のように見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護老人福祉施設	利用者数(人)						
② 介護老人保健施設	利用者数(人)						
③ 介護医療院	利用者数(人)						

※利用者数は1月当たりの利用者数を示す。

※令和5年度は見込み。

4 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

図表 サービスの対象者と概要

サービス		対象者	概要
地域密着型介護予防サービス	① 介護予防認知症対応型通所介護	要支援１・２	認知症の要支援者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
	② 介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援１・２	要支援者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
	③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援２	認知症の要支援者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（１ユニット当たり９人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
地域密着型サービス	④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護１～５	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
	⑤ 夜間対応型訪問介護	要介護１～５	夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。
	⑥ 地域密着型通所介護	要介護１～５	通所介護サービスのうち定員１８名以下の小規模の事業所が行うサービスです。
	⑦ 認知症対応型通所介護	要介護１～５	認知症の要介護者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
	⑧ 小規模多機能型居宅介護	要介護１～５	要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
	⑨ 認知症対応型共同生活介護	要介護１～５	認知症の要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（１ユニット当たり９人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

サービス		対象者	概要
地域密着型サービス	⑩ 地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護１～５	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。
	⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護３～５	居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。入所定員が29名以下の小規模特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。
	⑫ 看護小規模多機能型居宅介護	要介護１～５	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせることで、看護と介護を一体化したサービスです。

各サービスの利用を以下のように見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)						
	利用者数(人)						
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人)						
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人)						
④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数(人)						
⑤ 夜間対応型訪問介護	利用者数(人)						
⑥ 地域密着型通所介護	回数(回)						
	利用者数(人)						

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦ 認知症対応型通所介護	回数 (回)						
	利用者数 (人)						
⑧ 小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人)						
⑨ 認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人)						
⑩ 地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数 (人)						
⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数 (人)						
⑫ 看護小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人)						

※利用者数は1月当たりの利用者数、回数は1月当たりの利用回数を示す。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数または回数が0になることがある。

※令和5年度は見込み。

5 介護予防支援・居宅介護支援

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

図表 サービスの対象者と概要

サービス	対象者	概要
① 介護予防支援	要支援 1・2	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センター ¹ が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン ² ）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう介護保険サービス提供事業所との連絡調整等を行うサービスです。
② 居宅介護支援	要介護 1～5	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう介護保険サービス提供事業所との連絡調整等を行うサービスです。

介護予防支援、居宅介護支援の利用を以下のように見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護予防支援	利用者数 (人)						
② 居宅介護支援	利用者数 (人)						

※利用者数は1月当たりの利用者数を示す。

※令和5年度は見込み。

¹ P.44 参照。

² P.105 参照。

第4節 介護保険事業費の見込み

1 介護予防サービス給付費（見込額）

介護予防サービス給付費は以下のように見込みます。

図表 介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護（老健）			
介護予防短期入所療養介護（病院等）			
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具購入費			
介護予防住宅改修			
介護予防特定施設入居者生活介護			
2. 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
3. 介護予防支援			
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）			

※端数処理により、利用が見込まれていても給付費の見込みが0になることがある。

2 介護サービス給付費（見込額）

介護サービス給付費は以下のように見込みます。

図表 介護サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 居宅サービス			
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護（老健）			
短期入所療養介護（病院等）			
福祉用具貸与			
特定福祉用具購入費			
住宅改修			
特定施設入居者生活介護			
2. 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
3. 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護医療院			
介護療養型医療施設			
4. 居宅介護支援			
介護サービスの総給付費（I）			

※端数処理により、利用が見込まれていても給付費の見込みが0になることがある。

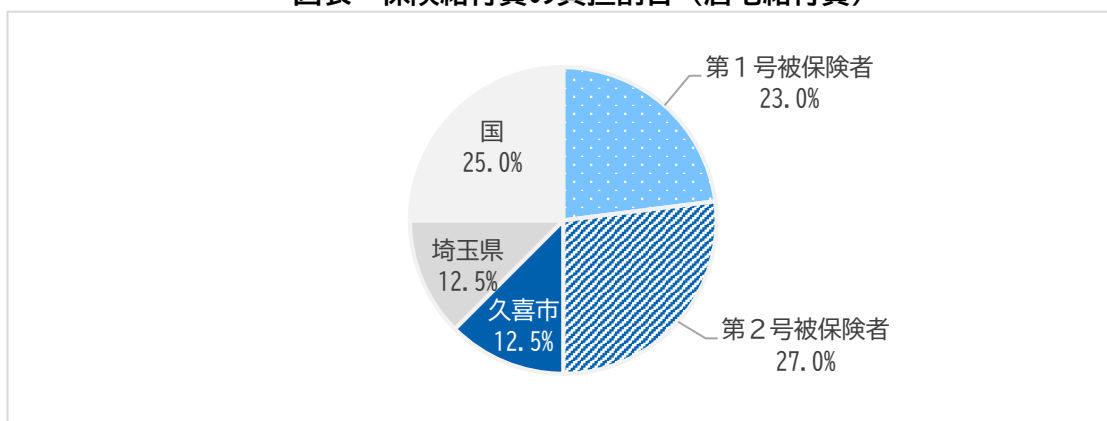
第5節 保険料の算定

1 保険給付費の負担割合

介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、50%を被保険者の保険料とすることと定められています。

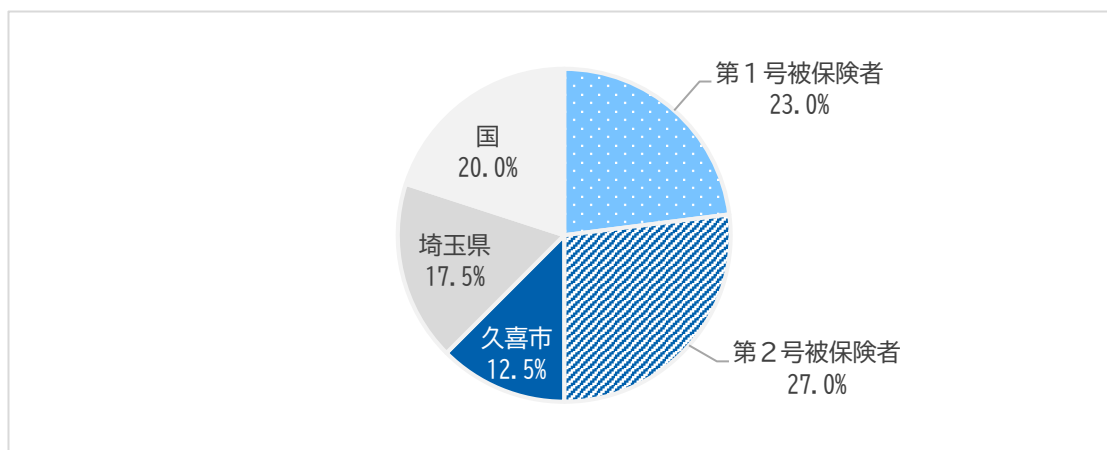
また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第7期計画以降、第1号被保険者負担割合は23.0%、第2号被保険者負担割合は27.0%です。

図表 保険給付費の負担割合（居宅給付費）



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。

図表 保険給付費の負担割合（施設等給付費）

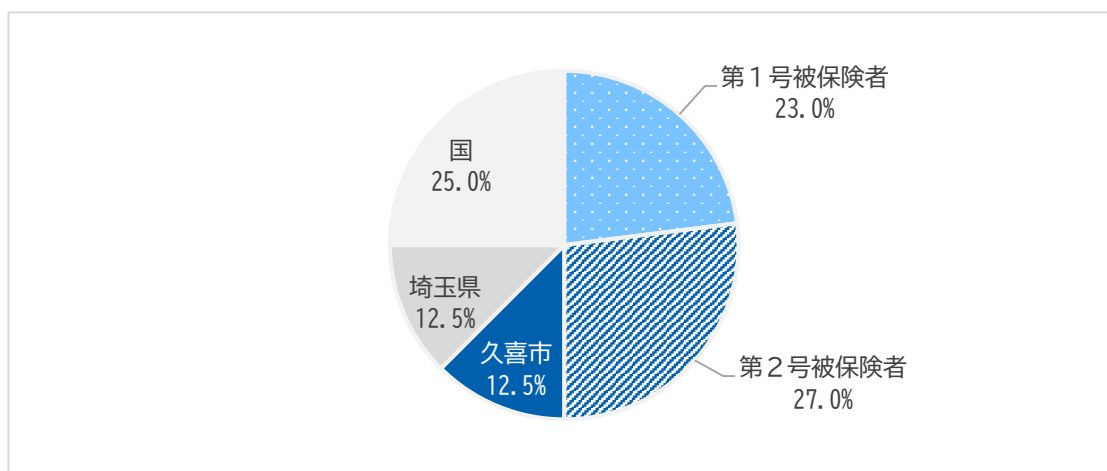


※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。

2 地域支援事業費の負担割合

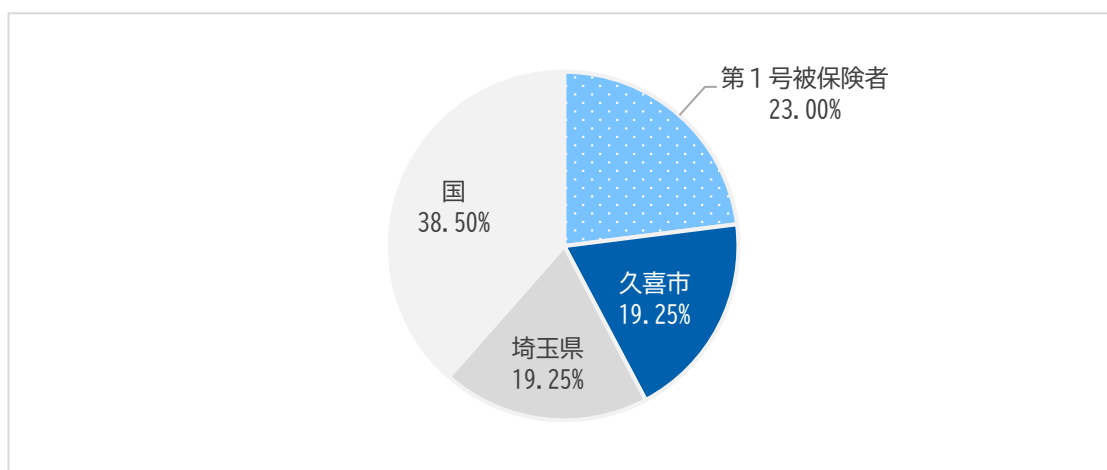
地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

図表 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。

図表 地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合



3 保険給付費等の見込額

(1) 標準給付費見込額

標準給付費見込額は以下のとおりです。

図表 標準給付費見込額

単位：円

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額〔A〕				
総給付費				
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)				
特定入所者介護サービス費等給付額				
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額※1				
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）				
高額介護サービス費等給付額				
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額※1				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料一件当たり単価				
審査支払手数料支払件数				

※1 厚生労働省提供の算出式にしたがって算出されている。

（２）地域支援事業費見込額

地域支援事業は、地域包括ケアシステム¹の実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人への支援等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することを目的とする事業です。要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、各市町村がそれぞれの地域特性に応じてサービスを展開しています。

地域支援事業費見込額は以下のとおり見込みます。

図表 地域支援事業費見込額

単位：円

区分	合計	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域支援事業費〔Ｂ〕				
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費				
包括的支援事業（社会保障充実分）				

¹ P.1 参照。

4 基準額に対する介護保険料の段階設定等

第9期計画期間内における介護保険料の段階設定は第8期計画から引き続き15段階とし、各段階を次のとおり設定します。

図表 介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率

段階	保険料率	対象者
第1段階	基準額×0.30	・ 生活保護受給者の人 ・ 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・ 世帯全員が住民税非課税の人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階	基準額×0.40	・ 世帯全員が住民税非課税の人で、前年の税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人
第3段階	基準額×0.65	・ 世帯全員が住民税非課税の人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人
第4段階	基準額×0.80	・ 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税の人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階 (保険料基準段階)	基準額×1.00	・ 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税の人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人
第6段階	基準額×1.15	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人
第7段階	基準額×1.35	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人
第8段階	基準額×1.55	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人
第9段階	基準額×1.70	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人
第10段階	基準額×1.80	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人
第11段階	基準額×1.90	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人
第12段階	基準額×2.00	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人
第13段階	基準額×2.10	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人
第14段階	基準額×2.30	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人
第15段階	基準額×2.50	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の人

(注) 第1段階から第3段階までの保険料率は、公費投入による軽減後の値を示す。

5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計します。

図表 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	割合
第1段階	人	人	人	人	%
第2段階	人	人	人	人	%
第3段階	人	人	人	人	%
第4段階	人	人	人	人	%
第5段階 (保険料基準段階)	人	人	人	人	%
第6段階	人	人	人	人	%
第7段階	人	人	人	人	%
第8段階	人	人	人	人	%
第9段階	人	人	人	人	%
第10段階	人	人	人	人	%
第11段階	人	人	人	人	%
第12段階	人	人	人	人	%
第13段階	人	人	人	人	%
第14段階	人	人	人	人	%
第15段階	人	人	人	人	%
合計	人	人	人	人	100.0%

(注) 人数と割合について、端数処理により完全に一致しない。

6 介護保険料基準額（月額）の算定方法

第9期介護保険料基準額（月額）の算定方法は次のとおりです。

まず、標準給付費見込額〔A〕と地域支援事業費見込額〔B〕の合計に第1号被保険者負担割合（23.0%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額〔F〕を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付見込額の差〔G－H〕、県の財政安定化基金〔I〕を加算後、介護給付費準備基金取崩額〔J〕を差し引き、保険料収入必要額〔K〕を算定します。

この保険料収入必要額〔K〕を予定保険料収納率〔L〕と第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕で割り、予定保険料見込額（年額）〔M〕を算定し、さらに、月数（12 か月）で割ったものが第1号被保険者の基準額（月額）〔N〕となります。

図表 介護保険料基準額（月額）の算定

単位：円

項目	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額〔A〕				
地域支援事業費見込額〔B〕				
第1号被保険者負担分相当額〔D〕				
調整交付金相当額※1〔E〕				
調整交付金見込額※2〔I〕				
調整交付金見込交付割合〔H〕				
後期高齢者加入割合補正係数〔F〕				
後期高齢者加入割合補正係数(要介護等発生率による重み付け)				
後期高齢者加入割合補正係数(1人当たり給付費による重み付け)				
所得段階別加入割合補正係数〔G〕				
保険料収納必要額〔L〕				
予定保険料収納率				
準備基金取崩額の影響額				
準備基金の残高				
準備基金取崩額				
準備基金取崩割合				

※1：調整交付金相当額〔E〕

= (標準給付費見込額〔A〕+地域支援事業費見込額〔B〕) × 全国平均の調整交付金交付割合(5%)

※2：調整交付金見込額〔I〕

= (標準給付費見込額〔A〕+地域支援事業費見込額〔B〕) × 調整交付金見込交付割合〔H〕

7 所得段階別介護保険料

これらを踏まえ算出した第9期介護保険料基準額は、介護保険給付費準備基金（約●●億円）を活用し、月額●●円（第8期から●●円の増額）としました。

今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険料を適切に活用し安定的な介護保険事業の運営に努めます。

図表 所得段階別保険料額

所得段階	保険料額（年額）	保険料額（月額）
第1段階		
第2段階		
第3段階		
第4段階		
第5段階 （保険料基準額）		
第6段階		
第7段階		
第8段階		
第9段階		
第10段階		
第11段階		
第12段階		
第13段階		
第14段階		
第15段階		

（注）第1段階から第3段階は減額後の保険料額を表示している。

（注）保険料基準額（年額）＝保険料収納必要額÷予定保険料収納率÷所得段階別加入割合
補正後被保険者数

（注）保険料基準額（月額）＝保険料基準額（年額）÷12か月

8 低所得者の支援策等

(1) 保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者の所得やその世帯の住民税課税状況等に応じて、15 段階に設定しています。

(2) 介護保険料の減免

第1段階から第3段階までの保険料率は、公費の投入によって軽減しています。また、災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料が減免あるいはその徴収が一時猶予されます。

(3) 介護保険負担限度額の認定

市民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1・第2・第3段階）に該当する人で、認定基準を満たしている人は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

(4) 高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が、一定の上限額を超えた時は、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給されます。

また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

(5) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えた時は、超え

た分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

9 中長期的な推計

国の推計では、団塊の世代¹が 75 歳を迎える令和 7（2025）年には高齢者人口は 3,653 万人に達し、令和 22（2040）年は団塊ジュニア世代²が高齢者（65 歳以上）となります。

高齢者人口の増加は今後も続くのに対し、生産年齢人口は減少が続くため、令和 52（2070）年には高齢化率が 38.7%と国民の 2.6 人に 1 人が高齢者となることが予測されています。

令和 32（2050）年度までの推計でみると、本市の高齢者人口は令和 22（2040）年まで増加すると見込まれます。

また、後期高齢者人口を見ると、●●人となっており、これに伴い、要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。

¹ P.1 参照。

² P.4 参照。

図表 中長期的な推計

項目	令和8年度	令和22年度	令和22年度と 令和8年度の差
高齢者人口	人	人	人
前期高齢者人口 (65歳以上 75歳未満)	人	人	人
後期高齢者人口 (75歳以上)	人	人	人
要介護（要支援） 認定者数（総数）	人	人	人
標準給付費	円	円	円
地域支援事業費	円	円	円
介護保険料（月額） 基準額	円	円	円

（注）令和22年度の介護保険料（月額）基準額は、保険給付費の推計に基づく推計値であり、
確定した値ではない。

第6節 サービスの円滑な提供

1 介護給付実施体制の強化

適正な介護保険制度の運営とサービスの質の向上は、高齢者が安心して住み慣れた地域での暮らしを続けていく上での前提となるものです。これは介護保険制度の信頼性を確保することにもつながります。

介護保険制度の普及や相談体制の強化等、介護保険制度の維持・発展のための取り組みを進めます。

また、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

(1) 介護保険制度の周知・情報提供

介護保険制度の開始以来、介護保険制度や各種サービスの認知度の向上を図ってきましたが、引き続き広報くきや市ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、出前講座の実施等により介護保険制度の周知を図り、市民への制度理解を進め、市民サービスの向上に努めます。

(2) サービスに関する相談体制の強化

市は保険者¹として、また利用者の相談窓口として、相談や苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。

また、市民において最も身近な相談窓口である地域包括支援センター²において、居宅サービス計画や介護保険サービス提供事業所との契約に関する相談に応じる等、総合相談体制を強化します。

¹ P.90 参照。

² P.44 参照。

(3) サービスの質の向上

介護サービス事業所職員に対して研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業所に対して適切な育成、指導に努めます。

2 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進

地域包括支援センター¹の新たな機能・役割を踏まえ、研修等の受講により資質向上に努めるとともに、業務量に応じた人員体制の強化、事業の評価方法についても検討します。

また、地域包括ケアシステム²の構築の推進に向けて、認知症施策、在宅医療・介護連携の推進及び地域ケア会議の推進を図り、ネットワークづくりや社会資源の整備、市民への啓発を行います。

3 介護給付の適正化

高齢者が増加していく中で、介護保険制度が信頼を得て、その持続可能性を確保するためには、不適切な介護サービスの防止に努めていくことが大切です。

また、利用者に適切なサービスを提供していくことが求められています。

介護給付適正化主要3事業を実施することにより、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が必要とするサービスを介護保険サービス提供事業所が適正に提供するよう、介護給付の適正化を推進します。

¹ P.44 参照。

² P.1 参照。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 庁内推進体制の整備及び庁内関係所属所との連携

本計画は高齢者福祉事業・介護保険事業の施策にとどまらず、庁内の幅広い事業が関連することから、関係所属所により組織された久喜市高齢者福祉計画推進会議において、庁内の調整を図り、計画を実効性のあるものにしていきます。

当該会議の開催以外においても、関係所属所と必要に応じて連携し、高齢者福祉事業・介護保険事業の円滑な実施に努めます。

また、様々な障がいのある人が加齢により介護保険制度の対象になったとき、障がい者福祉サービスから介護サービスに切れ目なく移行できるよう、本市の介護保険部門と障がい福祉部門との緊密な連携を図ります。

2 関係各機関との連携

本計画を実施するためには、本市の関係部署のみならず、地域住民や社会福祉協議会、介護保険サービス提供事業所、医療機関などの地域医療・福祉に関連する機関などとの連携が必要不可欠です。

本市は、これらの関係機関との連携を図りながら、高齢者福祉・介護保険サービスをより充実していきます。

3 計画の周知

広報くきや市ホームページを積極的に活用するとともに、高齢者を対象としたサービス内容を解説したパンフレットや介護サービス利用のための相談、その他のイベント等を通じて、本計画の幅広い周知に努めます。

4 進行管理と事業の評価

高齢者福祉計画・介護保険事業計画や介護福祉施策の重要な事項について審議するため、公募による市民、介護保険被保険者の代表者、保健・医療及び福祉の関係者、学識経験者等で組織される久喜市介護保険運営協議会を設置しています。

本計画策定後も、随時、本協議会を開催し、計画の達成状況や給付実績等を報告し、各委員から幅広くご意見を聴取し、Plan-Do-Check-Action のサイクルで事業の改善を図りながら、高齢者福祉事業及び介護保険事業の円滑な運営を推進していきます。この際、保険者機能強化推進交付金等の評価結果等も参考に実施します。

また、本協議会は久喜市介護保険条例第 12 条の規定により、地域密着型サービス運営委員会としての役割も担っているため、地域密着型サービスの新規指定、更新等にあたっては、本協議会に諮り、その意見を聴取します。

7章 資料編

第1節 用語集

